

令和3年開成町議会12月定例会議 会議録（第2号）

令和3年12月9日（木曜日）

○議事日程

- 令和3年12月9日（木） 午前9時00分開議
- 日程第 1・一般質問（3人、3項目）
- 日程第 2・同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3・議案第52号 開成町課設置条例を制定することについて
- 日程第 4・議案第53号 開成町工場立地第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて
- 日程第 5・議案第54号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事）
- 日程第 6・議案第55号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 7・議案第56号 令和3年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8・議案第57号 令和3年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9・議案第58号 令和3年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10・発議第 3号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて

○本日の会議に付議した事件

議事日程と同じ

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 下山千津子 | 2番 佐々木昇 |
| 3番 武井正広 | 4番 前田せつよ |
| 5番 茅沼隆文 | 6番 星野洋一 |
| 7番 井上三史 | 8番 山本研一 |
| 9番 石田史行 | 10番 井上慎司 |
| 11番 湯川洋治 | 12番 吉田敏郎 |

○説明のため出席した者

- | | | | |
|-----|------|--------|------|
| 町長 | 府川裕一 | 副町長 | 加藤一男 |
| 教育長 | 井上義文 | 企画財務課長 | 小宮好徳 |

企 画 政 策 課 長	山 口 哲 也	協 働 推 進 担 当 長	遠 藤 直 紀
総 務 課 長	中 戸 川 進 二	防 災 安 全 課 長	小 玉 直 樹
町 民 福 祉 部 長	亀 井 知 之	総 合 窓 口 課 長	土 井 直 美
税 務 課 長	高 橋 靖 恵	町 民 福 祉 部 参 事	渡 邊 雅 彦
子 育 て 健 康 課 長	田 中 美 津 子	兼 福 祉 介 護 課 長	都 市 経 済 部 長
街 づ く り 推 進 課 長	高 橋 清 一	兼 環 境 上 下 水 道 課 長	井 上 新
産 業 振 興 課 長	熊 澤 勝 己	区 画 整 理 担 当 課 長	井 上 昇
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	遠 藤 孝 一	会 計 管 理 者	石 井 直 樹
		学 校 教 育 課 長	岩 本 浩 二

○議会事務局

事 務 局 長 田 中 栄 之 書

記 佐 藤 久 子

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年開成町議会12月定例会議第2日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問、答弁は簡潔にお願いします。

7番、井上三史議員、どうぞ。

○7番（井上三史）

皆様、おはようございます。7番議員、井上三史です。

通告に従いまして、2つの質問をいたします。

登壇では、1つ目の、新型コロナウイルスについて、本町における2021年の感染拡大の検証と第6波に備えての対策について、お伺いいたします。

本町における新型コロナウイルスの陽性が判明した日をもって感染者数の推移を見てみると、2020年は年間で13人でした。2021年に入ると10月までに208人と、累計で221人に上ります。

波は1月に33人、4月に12人、8月に93人と大小3回の波がありました。

県西地区2市8町の中で、本町の8月における93人は大変高い状況であったと言えます。また、10月の13人は周りが少なかった割に本町は高い状況であった。これらの背景を受けて次の項目についてお伺いいたします。

1つ目、本町の感染者数は10万人に対する割合は大変高いと言えます。この状況をどう考えていられるのか。

2つ目、今後、心配される第6波、本町としては第4波になりますが、それに備えての対策は。

3つ目、3回目のワクチン接種の見通しについてです。

以上、登壇での質問です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、井上三史議員の御質問に順次お答えをします。

初めに1つ目の、本町の感染者数は10万人に対する割合は大変高いと言える。この状況をどう考えたらいいか。についてお答えいたします。

今年8月の新規感染者93人は、人口10万人当たりの週合計25人以上、いわゆるステージ4の指標を上回り、県西地区2市8町の中でも、地域感染者数は高い状況がありました。地域感染者93人の年代別で見てみると、一番多かったのは

10歳代で22人、次いで40歳代で21人、30歳代の15人、20歳代の12人、10歳未満の9人がありました。

このように40歳代までが79人であり、全体の約85%を占めていたことから、家庭内感染により感染者が増えたことが一番の要因であったと考えております。

また、感染経路が不明の割合がステージ3及び4の指標は50%以上ですが、開成町の8月の新規感染者のうち感染経路不明者数は41人であり、不明割合は約44%と、県平均の65.42%を下回っている状況であります。

本町においても8月がこれまでに最も高い状況でしたが、学校の夏季休業中でもあったことから、濃厚接触による家庭内感染が主な要因と思われ、いわゆる感染経路不明の市中感染で広がったものではないと捉えております。

2つ目の、今後、心配される第6波に備えた対策は。についてお答えします。

国は第6波に備えた対策として、医療供給体制の強化、ワクチン接種及び検査拡大、治療薬の確保の3本柱としております。

本町では、3回目の追加接種を国の指針に基づき確実に実施するべく、現在準備を進めているところであります。

また、5歳以上11歳までのワクチン接種についても国からの方針に沿って接種体制確保の検討を進めております。

3つ目の、3回目のワクチン接種の見通しは。についてでありますが、石田史行議員の一般質問に対する答弁と同様になりますが、御了承を願います。予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正により、3回目の追加接種の法的位置づけがされ、令和3年12月1日から実施することとなりました。

対象は新型コロナワクチン2回目の接種完了から8か月を経過した18歳以上の住民基本台帳に記載されている、希望する全ての方としております。

開成町の実施方法については、集団接種と個別接種方式で行いますが、1回目、2回目の接種場所にかかわらず、集団接種を基本として、会場を開成町保健センターに町単独で設置をして実施することを計画しております。

ただし、重度の障害や認知症など、かかりつけ医での接種が望ましい方については個別接種ができるように調整を進めております。

一般町民の開始時期ですが、2回目の接種から8か月が経過した時期として令和4年2月頃からの接種を予定しております。

ワクチン接種は、町民の接種実績により配分されるということですので、限られたワクチンを効果的に町民に接種できるよう体制づくりをしてまいります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

それでは、一定の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

1つ目の項目、本町の感染者数は、10万人に対する割合は大変高いと言えます。

この状況をどう考えたらいいかについてですが、心配された感染経路不明の市中感染ではなく、濃厚接触者による家庭内感染が主な要因とのことなので、本町といたしましては、今後も家庭内感染予防対策が有効な対策の1つであると考えられます。

ここで確認ですけれども、本町での第3波、8月、93人の陽性者は、変異株、デルタ株の可能性が高いと思われるのですが、担当課ではどう捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

デルタ株の関係なのですが、県内全体の感染者というのは、公表はされているのですけれども、市町村ごとの公表というのは行われていないというような状況であるため、8月の93人の陽性者のうち、デルタ株に感染した方が何人であったかというのを正直分からぬ、というところでございます。

ただ、神奈川県のほうで公表している、いわゆる従来型とか、ほかの変異株からデルタ株に置き換わったという、変異株の転換率というのがあります。7月19日から25日までの1週間というのが44.3%であったのが、約1か月後の8月23日から29日の1週間では93.9%に跳ね上がったと。いわゆるデルタ株に置き換わってきたというような数字になっております。また、国立感染症研究所の8月25日時点の変異株に関する分析報告でも、全国各地で9割を超える状況と推計されており、それまでのアルファ株からデルタ株にほぼ置き換わった、このように報告されているところでございます。このようなことから、本町でも、8月の陽性者の多くは、恐らく同様の傾向であったものと推測できるのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上三史議員。

○7番（井上三史）

ありがとうございます。やはりデルタ株が大きく本町においても影響を受けているというふうに確認ができました。ありがとうございます。

それでは、2つ目の項目、今後、心配される第6波、本町といたしましては、私は第4波と見ているわけですけれども、それに備えた対策についてですけれども、今後、変異したオミクロン株の感染拡大が心配されます。

特に5歳以上11歳までの年代の感染が心配されます。国からの方針に沿った、接種体制確保の検討を進めることでしたが、町としての対策として、特に保育園での感染拡大の予兆を早期につかむ手立てについて、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

保育園での感染予防拡大の予兆の早期発見ということでございますけれども、働く親に代わって、ゼロ歳から未就学児の養育の必要な年齢のお子さんをお預かりするに当たっては、家庭であれば親がするであろう新型コロナウイルス感染症だけではなく、インフルエンザや、感染性胃腸炎など、様々な感染経路での感染症に対して日頃の保育の中で注意を払って、保育士をはじめ、スタッフ全員でお子さんの様子を観察し、必要があれば検温等の対処、安静等をしながら、保護者の方に連絡等取りながら、しっかりと受診をするというところを進めている状況でございます。

また、保育園児というところにおきましては、外で働く親が、家庭にウイルスを持ち込むということが多いため、親を含む家族全体の健康管理や、感染症の予防拡大防止のために、保護者に気をつけていただくことなどを常に呼びかけていくというところで考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

大変気になるところでもあるし、また、重要なところでもありますので、やはり保護者との連携、保育園との連携が、これからも必要になるのかなと、そんなふうに感じました。

それでは、国が5歳以上11歳までのワクチン接種を認可した場合についてですけれども、本町の対応として、どんな見通しが考えられるのでしょうか。

また、先日の同僚議員の質問に、教育長から保護者本人の意向に任せるとの答弁がありましたけれども、私立保育園児も、同様な対応と理解しておいてよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの保育園児も同じような考え方で、あくまでも接種をするかどうかは、保護者の考え方ということで進めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

それでは、本町においては、やはり保護者本人の意向を尊重しつつ、見守るというふうなことでよろしいでしょうかね。

今後、陽性者が出了場合ですけれども、小田原保健福祉事務所と感染株を確認するなど、連携を密に取ることが必要と思えるのですが、保健福祉事務所との今後の連携をどう考えていらっしゃるのか、その点、ちょっと伺います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問、保健福祉事務所との感染の株というところの確認という、情報ということなのですけれども、先ほど、回答の中にございましたけれども、神奈川県全体の中の株の公表がございますけれども、市町村ごとの株の種類についての連絡・報告等はございませんので、そこは全体、流行の状況を見ながらと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

分かりました。

それでは、3つ目の項目、3回目のワクチン接種の見通しについて、再質問させていただきますけれども、ワクチンの量は十分に確保できているというふうなことでよろしいのでしょうか。また、その種類は、ファイザー製とモデルナ製とのことは前回分かりましたけれども、その割合とか、そういうふうなことは、詳しくは分かることでどうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ワクチンの量が確保、十分されているかというところのただいまの御質問に対してですけれども、まだ実際にはワクチンのほうは入ってきてございません。国から県を通じて、県のほうで市町村の接種実績に応じて配分されるというところでございます。これから65歳以上の高齢者、そして、慢性疾患をお持ちの方々が優先的に接種しておりますので、8か月経過して打つのが、高齢者が早いというところでございますけれども、これらについてのワクチンが、十分にこれから定期的に入ってくるかというところは、大変不透明でございます。

もう1点のワクチンの種類、ファイザー製と、武田モデルナ製という2種類のワクチンが現在示されてございますけれども、こちらについては、今の段階では、五分五分、半々で入ってくる予定とのことでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

すみません。私のほうからちょっと補足をさせていただきますが、1点目のワクチンの確保についてですけれども、少なくとも1回目、2回目打たれた方について、ちゃんとその方が全て打てるような量が確保しているというようなことは、國のほうでも言っておりますが、あくまでも今現在、在庫としてあるわけではなくて、フ

アイザー及びモデルナとの契約が済んでいるというような状況でございますから、今後どのような形で市町村まで配布されるかについては、先ほど課長が答弁したように、まだ、未定となっていると。少なくとも県のほうに対しては、必要十分な量については、しっかりと市町村のほうに配分されるように国へ要望していただきたいということは、私どものほうからも申し上げているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

ありがとうございます。大体の方向性が分かりました。ただ、五分五分というのは意外かなと思ったのですけれども、分かりました、結構でございます。ありがとうございます。

では、3回目の接種の予約ができる通知に関してでございますけれども、いつ頃、どのような手順で配信されるのでしょうか。また、前回の予約方法に改善はあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

いつ頃、どのように配信されるかというところでございますけれども、まず高齢者に対して、もう既に受けられた方が確定してございますので、今受けた方に対して、来週中に高齢者、65歳以上に対してはアンケート調査を送らせていただきます。3回目の希望の有無、そして、ワクチンのほうが、先ほど説明したとおりファイザー製とモデルナ製があります。こちらにつきましては、どちらを希望するかというところ、そして、どちらでも大丈夫というところの三択の中で御希望を取らせていただいた中で、先日も町長答弁のほうでさせていただきました、集団接種を中心に行う計画を立ててございますので、こちらのほうから日時指定型ということで、日にちとお時間のほうをそのアンケートを基に指定させていただいて、通知のほうをさせていただく予定でございます。現在、8か月過ぎた方からということですので、7か月には、対象者の方に通知をする算段で進めておりましたけれども、今後の国、県からの通知をもちまして、詳細のほう、まだ、市町村のほうに正式通知という形ではございませんので、その形をもった中で、どのように、どの時期に進めるかというところは、現在、担当課のほうで委託事業者等と調整中でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

分かりました。ありがとうございます。

それでは、今関連していた、2回目接種後の8か月経過ということでございますけれども、国が前倒しを認可した場合は、本町は前倒し、実施できるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

前倒しという方向が出た場合には、できる限り調整したいと思います。現在、それに向けて、可能な範囲での調整を進めているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

少し早めに打ちたいという方も、多分いらっしゃると思いますので、ぜひ調整できる方向を期待したいと思います。

10月17日付現在でございますけれども、65歳以上の対象者4,510人のうち、1回目接種人数4,285人、2回目接種人数4,253人でありました。225人から257人はまだ未接種と考えられるのですけれども、ここはどう考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

未接種者というところの考え方でございますけれども、こちらにつきましては、選択の自由というところもございます。受けることを、受けたくないという考え方もございます。そして、受けられる体の状況にないというところもございますので、ここは御本人の選択、あるいはそれを判断する方のお考えというところで、捉えてございます。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

分かりました。細かい質問にも丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。第6波を最小限に抑えられることを期待しております。

それでは、2つ目の項目、広報かいせい等のポスティング試験配付を実施して、今後の見通しは、についてお伺いいたします。

現在、広報紙等の配付は自治会を経由して自治会加入者に配付されておりますが、さきの10月に広報かいせいとおしらせ版が試験的には全戸にポスティング配付されました。1回限りの試験配付でございましたけれども、町民の受けはどうであったのでしょうか。町にとって、また、自治会にとって、業者にとってどうであったのか、様々な角度からの分析が出されると思いますが、今後どうするのかを気にしている町民も多いのではないかと思います。

そこで次の項目についてお伺いいたします。

1つ目、官民連携によるポスティングの試験配付を実施して、その結果をどう評価していられるのか。

2つ目、今後、広報紙等の配付方法をどう考えていられるのか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、2つ目の質問の広報かいせい等のポスティング試験配付を実施して、今後の見通しを問う、についてお答えをいたします。

1点目の、官民連携によるポスティングの試験配付を実施して、その結果をどう評価しているか。についてお答えをいたします。

全ての町民に公平に町からの情報を届けることを目的に、10月に官民連携によるポスティングの試験配付を行いました。最終的にポストに投函した数は7, 249世帯となりました。

この官民連携事業に賛同して、チラシを同封した事業所は14社ありました。今回、官民連携事業としたことで、通常のポスティングよりも安価で、全ての世帯に配ることができました。

ポスティング配付に伴う主な問合せは、町・配付事業所合わせての数になりますが、まず広報が届かないというお問合せが8件ありました。これは2世帯住宅で、一方のお宅に届かないというものや、知り合いのお宅には届いたが、自分のところにはまだ届かないといったような内容がありました。

次に、チラシは不要というお問合せが3件ありました。全体的にお問合せの件数は少なかったかと感じておりますが、これは広報かいせい9月号をはじめ、ホームページやSNSを使って、事前に丁寧に周知を行えたことが要因と考えております。

一方で、予定外の期間までに配付は完了いたしましたが、配付日数につきましては、当初6日間で終える予定が、最終的には7日間かかってしまいました。こういったことが、広報がまだ届かないというお問合せにつながってしまったものと考えております。

今回の試験配付につきましては、官民連携事業の趣旨は町民の皆様に御理解いただけたものと考えております。

次に、2点目の今後、広報紙等の配付方法をどう考えるか、についてお答えをいたします。

広報紙等の配付方法には、新聞折り込み、郵便、ポスティング、自治会経由と様々な形がありますが、どれも一長一短があります。一番大切なことは、一人でも多くの町民に町からの情報をお届けすることだと考えております。

今回の試験配付では、課題も見つかりました。引き続き近隣自治体をはじめ情報収集をしっかりと行い、検証し、令和4年度からの配付方法について決定をしていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

それでは、再質問させていただきます。

実施の問合せが11件あったということで、今、答弁の中で大体分かりました。

不要が3件、それから、届かないというのが8件、そういうことであったということが分かりました。

2つ目の項目で、今後、広報紙等の配付方法をどう考えているかについてでございますけれども、新聞折り込み、郵便、ポスティング、自治会経由、4通りの配付方法があったようでございますけれども、どの方法も一長一短があるということのようでございます。その一長一短について、もう少しよろしければ具体に御説明していただければと思いますので、お願ひします。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは議員の御質問にお答えします。

ただいま御質問にございましたように、広報紙等の配付につきましては、様々な方法がございます。

まず、1点目の新聞折り込みといったところのメリットというところですが、予算的には、平均的な価格で対応が可能です。また、時間をかけずにお届けすることができるといったことがございます。一方で、町内での購読者数が年々減少しているという事情がございます。現在の自治会経由にも配付できる世帯数が大きく減ってしまうという可能性が高いのではないかと考えております。

また、郵便につきましてです。こちらは日本郵便が展開しておりますJPMDタウンプラスと、こういった仕組みになっておりますが、メリットといたしましては、これはどの方法よりも最短で、全世帯にお届けすることができるということになっております。一方で、1通当たりの費用が非常に高いということと、また、本来の郵便業務の繁忙期である12月、1月には、この仕組みが使えないといったようなデメリットがございます。

自治会経由の場合は、予算的には、最も安価で、比較的早く届けるということは可能になっております。一方で、およそ2割の自治会未加入の方には届かないということと、また配付に携わっていただく自治会役員の皆様の御負担というものがございます。官民連携のポスティングというのは、予算的には比較的安価で、あと全世帯にお届けする事が可能でありますが、一方で配付に若干時間がかかるといったことや、行政とは関係ないチラシが入ってしまうと、こういった課題があると認識してございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

いろいろ細かく検討されて、その中でポスティングを選ばれたんだということが分かりました。今回の試験配付で課題も見つかったということでございましたけれども、どんな課題があったのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは、今回の配付での課題といったことになります。

まず、配付の関係でございますが、地区によって、配付日に差が出てしまったことというのが1点ございます。また、日数が想定以上にかかってしまったといったこともございます。こういったことが、先ほど申し上げましたような、自分のところにはまだ広報が届かないのだけれど、といったようなお問合せにつながってしまったというふうに考えております。今後この方式を採用する場合は、こういった課題の解決に向けた調整といったことをしていかなければならないのかなと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

明確に2点ほどの課題があるというふうなことが分かりました。

引き続き情報収集と検証を行うということも、最後ちょっと町長答弁の中にありましたけれども、情報収集はどんな方法がまだ、今後、検証が行われるんでしょうか。その辺もしあればでございますけれども、お願いいいたします。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

今後の情報収集の方法、どのようなことを検討しているかという御質問かと思います。

今現在、町民の方に直接アンケートを採るというようなことは考えてございません。もちろん自治会長会議と、こういったところで丁寧に御説明させていっていただくと、御意見を伺うということは考えてございます。

また近隣に、先行してこの官民連携のポスティング事業に取り組んでいる自治体がございますので、こういったところで、課題や解決方法、こういったことを参考にしていきたいと、このように考えております。

○議長（吉田敏郎）

井上三史議員。

○7番（井上三史）

多くの町民に理解していただくためには、まだまだ検証を続けるということも、今課長の答弁で必要なことなのだと理解できました。

もう1点ですけれども、同封されていたチラシは、14種類でした。受け取ったそのチラシを見た町民は、町が推薦する業者なのか、あるいは町が推薦している商品と思われた方も実はいらっしゃったようでございますけれども、実際のところ、どうこれを受け止められるでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

今回同封されましたチラシ、広告14種類ございました。初めての試みということで、町民の皆様、多少戸惑いもあられたかと思ってございます。こちらのチラシ、広告につきましては、全て事前に、町の広報紙の広告掲載基準といったものを照らし合わせまして、審査したものでございます。こういったものの中で、疑義があるような場合は、消費生活センターと事前に確認をすると、こういったような調整ができておりました。今回に限っては、そういったものはございませんでしたが、町が募集したものではございませんで、あくまでも今回の事業の広告代理店のほうのお声かけにより、この趣旨に御賛同いただいた事業者が御用意されたというようなことになっております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

そういうことであれば、今後、ポスティングをやるという方向が決まりましたときに、その辺のところもどこかで町民が理解できるようなこともしていただければいいのかなと、そのように感じました。

今回のポスティングについて、自治会の中を回って、私なりにどう受け止められるのかを聞いて回りました。多くの組長さんは、負担が減るので楽になるといったことでした。また、組に入っている方ですけれども、どちらでもいいのではないか、これが圧倒的に実は多かったわけでございます。

組に入っていない、アパートにお住まいの方は、「町から情報が入り、助かりました」「どちらでもいいですよ」と。「新聞は取っていないので、広告は買い物をするのに、ちょっと参考になりました」「あってもいいんではないでしょうか」ということでした。必要なものは、ぜひポスティングしてほしいといった声を聞き、好意的に受け取っていられる方が実は多かったわけでございます。

自治会役員の方の中では、回覧するものがなくなると、自治会に加入しているメリットが薄れたり、隣組の結びつきが希薄になるのではないかと心配する声もありました。

今回のポスティングについて、私なりにまとめてみると、今まで育んできた自治会会員同士のつながりや、隣組のつながりは大事ですので、これは維持できるよ

うに配慮しつつ、ハザードマップ、町の行事やごみ出しのルールが載っている町民カレンダー、そして、広報かいせい、おしらせ版は、やはり全世帯に届けたい情報だと思います。したがって、ポスティングは、有効な手段ではないかと考えられます。ぜひとも進めていただければありがたいなと思います。この辺について、町は最終的にどのような判断をされていくのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

ただいまの議員の御質問、御提案でございます。

ポスティングを仮に導入した場合というところで、自治会の皆様側としては、役員の皆様の負担は軽減できるかもしれません。ここに今まで充てていた時間や労力を本来の自治会活動に充てていただければ、町としては非常にありがたいと、このように考えています。町といたしましては、全ての町民に、町からの大切な情報を届けたいと、こういった思いを今抱いております。これから予算編成までの間に検証を進めて、来年度以降、どのような形が一番よいのかというのを検討していくないと、このように考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

いろいろ細かいところまで、丁寧に説明していただきましてありがとうございます。

少し早いですけれども、以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

以上で、7番、井上三史議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を9時55分とします。

午前9時37分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前9時55分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

こんにちは。10番、井上慎司です。通告に従いまして、2つの質問をいたします。

1項目、本町における令和4年度のイベント開催の方向性を問う。

昨年度と今年度は、多くの事業が中止や縮小開催となりました。ワクチン接種が進み、経口薬の開発が進む中で、今後の様々なイベントの在り方を考えるべきであ

り、特に来年度はあじさいまつり・阿波おどり共に35回記念大会という節目の年ということで、大きな方向性を打ち出す絶好の機会と考えます。

このタイミングを生かし、これまでの集客数にこだわる取組から、開成町の魅力や環境問題への姿勢を強く打ち出し、SDGsやサスティナブルをキーワードにした取組へと方向転換すべきと考えますが、町の見解を伺います。

2項目の質問は、後ほど自席より行います。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

井上議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、町の各イベントの中止を決め、「開成町あじさいまつり」、「開成町阿波おどり」、「開成町納涼まつり」も2年連続で中止としました。

現在のように、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み感染者が減少している現状が続ければ、各イベントの開催は今後可能と考えております。

本町の4大イベントの1つである「開成町あじさいまつり」は、屋外で開催するお祭りであり、感染リスクは少ないと考えております。

本町が実施する各イベントにつきましては、ゼロカーボンシティを表明したことから、エコロジーを重視して開催したいと考えております。

また、イベント開催の基本的な姿勢として、「地球にやさしいイベント」、「人と自然が共生するイベント」、「来場者の意識啓発につながるイベント」の3つの基本方針で実施したいと考えているところであります。

来年度のあじさいまつりは、「地球にやさしいイベント」をコンセプトに、プラスチックの削減や環境に配慮したレジ袋の使用、水力発電の利用などSDGs（持続可能な開発目標）の実現に取り組みながら、町の考えをお祭りに参加する町民の方、町商工振興会、事業者等に御理解をいただき、「地球にやさしい」お祭りにしていきたいと考えております。

今後の各イベントの開催に当たっては、イベントを実施するための3つの基本方針に基づくとともに、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、安心・安全なイベントを開催することが重要であると考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

町長より一定の御答弁をいただきました。

町が実施する各イベントについては、ゼロカーボンシティの表明をしたことから、エコロジーを重視して開催したいとの御答弁でしたが、さらにタイムリーな話題として、本町が気候変動アクション環境大臣表彰において大賞という大変誇るべき賞

を受賞したことにより、これまで以上に開成町の環境への配慮の姿勢や取組を、町の内外に向けて、広くPRしていくことが大切だと考えているところです。その有効的な手段の一つとして、町の既存の大きなイベントを次の時代に向け、環境に配慮した新しい形で方向転換していくことが、PRとして効果的ではないかと考えているところです。そういう思いの中で、順次再質問をさせていただきます。

まず、今後の町主催イベントの基本姿勢である3つの方針というものを定めたということですが、これは定めたのはいつ頃になるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

この定める前段として、開成町が環境に優しいまちづくりというものに、どうして進んできたかというと、やはり東日本大震災の後に私は町長にさせていただいたと。現場を見させていただいた中で、やはり一番防災の拠点である役場の重要性とともに、原子力発電所の事故で、この開成町でも、放射能でお茶や作物が影響を受けたと、そういうことを目の当たりにしたときに、やはり環境に優しいエネルギーというのも考えていく必要があるのかなと、これから時代において。そこから始まって、様々事業を行ってきました。

まずはすぐ行ったのは、小水力発電、あじさいまつりの会場のど真ん中である舞台棟の横に造りました。これは町民の皆さんだけではなくて、来場者の皆さんにも、開成町の姿勢を見ていただく機会になるのかなという中で、そういう中で、様々、ZEHや、今最新では電気自動車、今ではもっと新しいのは、11月の途中からですけれども、宅配ボックスに補助金を出すと、様々な環境に優しい施策を打ち上げて、最終的に大きなところでやはり本庁舎が、日本初のZEBエネルギー認証を受けた庁舎であると。今言われたように、昨日、東京ビックサイトで、気候変動アクションの環境大臣表彰の中の大賞を受けて、表彰を受けてきました。そういう流れの中で、11月の初めに、開成町の4大イベントに対して、どういう方向性でいくかということの中で、こういうイベントの実施方針というものをつくらせていただきました。その中の3つが先ほどお話しした「地球にやさしい」「人と自然が共生する」と、「来場者にも意識啓発する」、その3つの方針の中でイベントをしていきたいという中で、そういう基本方針をつくらせていただきました。ここはまだスタートであって、このイベントを通すだけではなくて、開成町全庁どの課においても、全ての、例えばボールペン1つ買うにしても、環境に優しいものをというふうなほうに、今後はさらに広めていきたい。その中の一つとして、エコイベントを基本方針として掲げさせていただいて、来年度から実施をしていきたいというふうに思っています。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

3つの基本方針の策定は11月初めということでしたが、開成町のイベントに関しては、行政だけでなく、各種関係団体の皆さんとの多大なる御協力の下に成り立っていると思いますが、こういった町の方針が決定されたことというのは、商工振興会さんや飲食店組合、婦人会さんや消費者の会さん、様々な団体さんのはうには、既に通達済みでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

現在、町長のはうのこの3つの方針につきましては役場の中に出されたもので、今、議員がおっしゃられました商工振興会や飲食店組合等には、まだその方針は伝えていないという状況です。こちらの関係団体に関しましては、まずイベントに関しては、実行委員会というものが開かれますので、そちらのはう、特にあじさいまつりですと、年明けにあじさいまつり実行委員会というものが開催します。そちらの中で、各団体につきまして、この方針を伝えて、町の方針を理解していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

この3つの方針は大変すばらしいものだと思いますので、関係する団体さんにもしっかりと御理解をいただきて、行政と団体のはうで、足並みをそろえた形でイベントの開催をしていきたいとともに、また、事業者さんの目線、あるいは主婦の皆さんとの目線というのも、そこから吸い上げることが可能かと思いますので、行政目線での環境問題だけでなく、様々な視点での問題の提起をしていただけるような実行委員会組織として、そちらのはうでも新しい動きというものをどんどん進めていきたいと思っております。

3つの基本方針、特にあじさいまつりで考えている「地球にやさしいイベント」というところで、まだ具体的な部分はこれから考えていくということだったのですが、例えばごみの減量化をしていくよというのであれば、その具体的なごみの減量目標とか、そういったものも定めていったほうがいいのではないかと思うのですが、ただごみを減らすんだというだけでなく、具体的な数値目標などを定めて取り組んでいただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

特にあじさいまつりでのごみの減量の目標ということですけれども、現在まだ、

あじさいまつり開催において、プラごみやごみ全体の減量についての具体的な目標というものは定めてはおりません。出店募集後に開催されます出店者関係の説明会等において、プラごみの削減、また環境に配慮したレジ袋の使用などを、町の考えを説明した中で、まず出店者に協力を求めていきたいというふうに考えております。その中でごみの削減がどのぐらいできるかというところを、また、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

続きまして、3つの基本方針の中の「人と自然が共生するイベント」の部分についてなんですが、開成町の自然の資源の一番大きなものは水資源だと思っております。これは開成町の阿波おどりに、都市部から参加されている団体さんは、開成町の給水所で配っている水道水を飲んで、大変おいしい水だと感動されているぐらい開成町の水というものは、ふだん当たり前に飲んでいるのですが、飲む人が飲めば大変おいしい水だと感じるものだと思います。

過去に、利き水というものを事業として取り組んだかと思うのですが、今回のこの自然との共生という部分で、開成町の水のすばらしさのPRのために、給水ポイントの設置をしてみたり、利き水をもう一度やってみたり、そういったお考えはあられるでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

利き水に関しましてはたしか5年ぐらい前に、あじさいまつりの中で、たしか3年ぐらい連続で開催されていたというふうに記憶されております。こちらに関しましても、一応来年度のあじさいまつりをやる中で、出店、展示に関して、これから募集をいたしますので、そちらの募集の中で、1つの出店というところの中で、議員の考えを参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

ぜひイベントの中での水のPRというものは、力を入れてやっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3つの基本方針の最後、来場者の啓発につながるイベントですが、開成町はこれまで、産業振興課所管のイベントではないのですが、環境フェアというものを行っていたかと思います。この環境フェアでの経験や実績というものは行政内で蓄積されていると思いますので、こういったもののノウハウをうまく生かして、先ほど町

長の答弁の中にもありました、小水力発電、あじさいまつり舞台棟のところに設置されているこの小水力発電や簡易型ソーラーパネルの設置などを、舞台棟での発表の音響設備などを、オフグリッドというのですか、電線から電気を引っ張らずに、自然エネルギーで運営をする。そういういたような取組なんかもやっていけるのではないかなと思うのですが、こういった部分、積極的に取り組んでいくお考えはあるでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

議員の御質問にお答えします。

水力発電や簡易ソーラーの活用ということの中で、まず水力発電や簡易ソーラーにつきましては、気象に影響を受けるという中で、安定した電力というものがなかなか確保するのが難しいという中では、どうしても電線から引いた電気を活用しなければいけないというふうに考えております。こちらにつきましては、あじさい公園の前の水力発電や、議員のおっしゃられた簡易ソーラーの活用というところについては、現在、お祭りの中でどのように活用できるのか、安定した電力の補充という中でできるのかというものについては、現在検討しておりますので、お祭りの中でそういうものを活用できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

以前、小水力発電所のことでお聞きしたときのお話で、ただ売電するだけだったら、元を取るのに100年かかるなんていうお話もありました。これは元を取るために設置したものではなくて、啓発のために設置したものだと思います。これはあじさいまつりのときに、啓発活動で最大限使わなければ、本当に設置した意味というものがなさないかと思うので、ぜひ今、オフグリッドは天候で難しいという話でしたが、ならば可能な方法というものをしっかり検証していただきて、実行に結びつけていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

本町は、日本初のZEB認証による庁舎整備事業、あと今お話しした小水力発電所の設置、ゼロカーボンシティ創生補助制度など、一連のゼロカーボンシティ創生の取組が評価され、令和3年度気候変動アクション、環境大臣表彰の大賞を受賞しました。この本町が入賞した部門というものが、先進導入積極実践部門ということで、今後も歩みを止めることなく、積極的な先進導入、積極的な実践に取り組んでいただきたいと思っております。

今回は、イベントというものをピックアップしてお話をさせていただいたのですが、今後の先進導入積極実践ということに関して、町長から最後、何かコメントがあればよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今回、イベントについてのエコイベントということの方針の中であれしましたけれども、担当が産業振興課で答えておりますけれども、やはり環境ですので、エネルギーを含めて担当だけではなく、環境のほうも、いろいろ知恵やアイデアを出して、一緒にいろいろなイベントを盛り上げるようにという指示も出しております。

また、昨日、表彰を行われたのが、東京ビックサイトで、あそこに併せて一緒にエコプロという様々な先進的な製品や、品物が展示してあるところがありました。そこもいろいろ見学をさせてもらいました。新たな新しい小水力、子どもの教育にも使えるようなものも見つけてきましたので、様々なこれからもいろいろなところに視察に行ったり、研究しながら、開成町を環境にやさしい町へと持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

ありがとうございました。では、2つ目の質問に移ります。

子どもの権利擁護の取組みについて問う。

コロナ禍において、大人と比べ順応性の高い子どもたちは、新しい日常を受け入れ、従順にルールを守ろうとしています。

しかし楽しみにしていたことや好きなことを奪われた悔しさや喪失感は、確実に内面に蓄積しているのではないでしょうか。

1年半以上にわたりこういった状況が続く中で、改めて子どもたちに寄り添い、子どもたちの権利について再考すべき時期と考え、本町においての子どもの権利擁護に対する現状の取組と課題を伺います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

2つ目の御質問にお答えをします。

コロナ禍においては、子どもに限らず、大人も含めた全世代において喪失感を感じざるを得ず、社会に対する不安感や何を信用すれば良いのか見えてこない不信感を抱えながら生きづらさに耐えている状況にあります。

とりわけ子どもについては、行動制限などにより、言いたいことも言えず、したいこともできずに、抑圧された状態にあると思われます。

この状況において、子どもの話をしっかりと聞き、子どもの心に寄り添っていくことが改めて重要であると考えます。

子どもが持つ柔軟な感性を大切にし、子ども本来の感覚を保つため、学校生活や

家庭生活の中で、子どもたちの権利を尊重していく必要があると考えております。

コロナ禍において、町では関係機関と協力し、子どもたちの人権を守るため、次のような取組を実施しております。

まず、「子どもの人権 110番」における強化月間の広報については、夏休み明けの時期に、いじめや虐待など、子どもをめぐる様々な人権問題を解決するため、横浜地方法務局及び人権擁護委員連合会が、全国一斉に「子どもの人権 110番」強化週間を実施しております。

町では、おしらせ版の紙面を使い相談案内を掲載し、周知を図ってきました。

また、毎月1回、「人権相談」を開催し、人権擁護委員が人権全般に関する相談を受け、必要な助言や解決への手助けを実施しております。

さらに、毎月の「広報かいせい」の「子育てナビ」では、子どもの育ちや親への子育てを支援する取組の紹介を掲載しております。特に毎年11月の児童虐待防止月間には児童の人権問題等の特集を組むなどして広く啓発活動を行っております。

次に、町の各計画における子どもに関する取組については、「第5次開成町総合計画」においては、町ぐるみで地域活力を生かした子育て支援を積極的に進めると位置づけをしております。

また、「あじさいのまち開成自治基本条例」では、未来の社会の担い手である「子ども」を大切にするという開成町の姿勢を示し、子どもは家庭や学校だけでなく、地域全体でも育まれるべきという視点に立っております。

それ以外にも、福祉、子育て、健康、障がいの各計画においても子どもに関する個別の取組を記載しており、事業を実施をしております。

平成28年、児童福祉法が改正され、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と規定され、子どもの権利擁護が法の理念に位置づけられました。この状況を受けて、全国的に先進的な取組をしている自治体があることから、開成町としても、今後、調査、研究を進めていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

一定の御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

性の多様性や、発達のでこぼこ、経済的に困窮している家庭や、ひとり親家庭、あるいは外国にルーツがあるなど、様々な個性や環境、境遇の子どもたちがいます。また、日本の10代の死因の上位は自死であり、これは先進7か国の中でも高い水準であります。

本町が、子ども一人一人の権利を尊重し、子ども一人一人に寄り添う町であることを明確にすることは、大人の果たすべき役割も明確になり、よりよいまちづくりができるのではないかでしょうか。

そこで伺います。福祉・子育て・健康・障がいの各計画にも子どもに関する取組

を記載し、事業を行っているとの御答弁でしたが、各計画において、子どもに関する個別の記載はありますが、子どもの権利擁護全般の包括的な枠組みというものは、本町にはあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

井上議員の御質問にお答えいたします。

開成町におきましては、町の最上位計画でございます開成町総合計画、それからあじさいの町自治基本条例、そして福祉コミュニティープラン、子ども・子育て支援計画、健康増進計画、食育推進計画、障害福祉計画など、各計画におきまして、子どもに関する記載がございまして、計画の中には権利擁護について書かれている部分もございます。開成町では子どもの権利条約という形ではしておりませんが、子どもの権利擁護について、町を挙げて子どもを大切に育てているというふうな形になっています。ですので包括的といいますか、大きな枠組みの中で町としては、そういった権利擁護については意識しているというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

先ほどの町長の御答弁の中にもあり、また、先日の一般質問で同僚議員も取り上げておりましたが、児童の権利に関する条約、通称、子どもの権利条約という国際条約があります。これは日本も1994年に批准しております、子どもの権利条約に大きく分けて、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの原則が記されています。それを踏まえた上で、第5次開成町総合計画後期基本計画を見てみると、未来を担う子どもたちを育む町の項目の中には、こちらの子どもの権利条約に関するような、具体的な記載はなく、また、あじさいの町開成自治基本条例では、第8条2項において、子どもはその年齢に応じて地域活動に参加し、自らの意思を表明することができると記載されておりますが、これは子どもの権利条約、4つの原則のうち、参加する権利に当たるかと思いますが、このように本町では、子どもの権利条約の4つの原則のうち、公には1つしか明記されていない状況にあります。児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、本町における子どもの権利擁護の柱となるような包括的な枠組みとして、子どもの権利条約を定めたらどうかと考えますが、前向きに検討していくお考えはございますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

井上議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、子どもの権利条約につきましては、1989年、国連総会

において採択され、翌年、発効するということで、日本は1994年に批准しているというふうな状況でございます。子どもの権利条約、今、議員もおっしゃられたような4つの権利、それから、4つの一般原則というものが記載されておりまして、子どもの権利が保障されているというふうに認識しております。

町の中の自治基本条例、それから総合計画の中で、確かに子どもの権利に関する内容については全てを網羅しているかといいますとそこまではないかと思いますが、ただ先ほども申し上げました、それと併せて様々な町の福祉、それから子ども・子育て、それから様々ないろいろな計画がありまして、その中でこの考え方について、子どもの権利擁護について記載しております、またその内容について、それを踏まえた取組という形で実践をしている状況がございます。

今、子どもの権利擁護ということでの各記載の内容が、子どもの権利条約の内容に合致しているかどうか、その辺のまでは検証といいますか、その辺を検討させていただいた中で、それぞれの計画の中に、その権利条約の内容を加える必要があるのか。また、様々な権利条約、条例といったものの、記載されているような内容を補足する必要があるのかということを、今後、見極めていきたいというふうに、調査・研究していくというふうに考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

先ほど聞いたのは、前向きに検討していくお考えはということでお聞きしたのですが、今の御答弁で、前向きに検討していく意向であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

井上議員の御質問にお答えします。

まず、町の現状といいますか、開成町自体、議員おっしゃるように、子どもの権利条例といいますか、子どもの権利条約に基づいた内容について、それが方法として、権利条例というものを置いている自治体もあれば、それ以外のいろいろな様々な内容、計画ですとか、そういうものを、あるいは計画、条例ですか。それ以外の条例の中で含めてやられているような自治体もございます。様々な自治体のその状況を踏まえて、まずその権利条例自体の検討をする前に、開成町が一体どういう今立ち位置にあるのか。その今の子どもに関して、開成町はどんな推進政策を行っているのか。そしてまた、実態として開成町が子どもに対して行っている政策がどうであるかという、その辺りをまず丁寧にそこは検証していきまして、その上で、もし必要とあらばということであれば、またその辺り検討・研究をもっと進めていくという形になると思います。

まずは第一段階としてのステップとして、議員御指摘の子どもの権利条例、条約の内容が網羅されているかどうか、その辺りをまずは踏まえて研究させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

丁寧な御説明ありがとうございました。決して後ろ向きではなく、今後に向けて進んでいくということで認識いたしました。前向きにやっていくということではなく、まず精査をするという部分では。

先ほど、町長答弁の中ありました、平成28年に児童福祉法が改正され、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と規定され、子どもの権利擁護が法の理念に位置づけられたことから、先進的な取組をしている自治体の状況について、今後、調査、研究を進めていくという部分と、今後、町内、町の中での取組の中での精査というものを併せて進めていくことによって、やるべき方向というのが明確になってくるかと思います。

そういった中で先進的な事例として、東京都の西東京市が、子どもの権利条例を制定するのに大変丁寧なプロセスで取り組んでいるということで、私の方で調べた中でそういう事例があったのですが、そういったところ先進事例を研究するということも大切なですが、何よりも開成町らしさを大切にして、これが条例化されなくとも既存のものに肉づけしていくとか、4つの基本原則の足らない部分をしっかり補っていけるような形で、何か条文を追加していくとかという形でもいいかと思うのですが、今後、そういったものの検討委員会などを作っていただいて、より前向きに進んでいっていただけたらと思っているところであります。

最後に、子どもの権利条約を踏まえた上で子どもの権利条例というものが必要なかどうかなのかな。そういう部分に関して、町長の現時点でのお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

子どもの権利条例を検討する、基本的には前向きには検討したいと思います。今やはり開成町は、子育てや子どもの教育に特に力を入れているということで、ずっとここ数年、きちんと発信をしているつもりです。そういった中で、様々なそれぞれの計画があります。子育ての計画、障がい者の計画、そういう中で、我々としてはきちんと位置づけをされているなど。また、町のあじさい条例の中でも位置づけはちゃんとされているので、そういった中で、新たに子どもの権利条例をつくる必要があるのかなというのがちょっとありました。

今言われたように、先進事例の中で、ただ条例をつくれば、真似すればできない

ことはないのですが、そうではなくて、これをつくるにはそれなりの過程を踏みながら、やはり開成町の姿勢として、様々な部署が子どもに対してきちんと意識を持って進めていく、意識を高めていく必要がある。そういう中でつくっていくということもすごく大事になると思うので、そういうことも含めて、つくり方も含めて権利条例については、研究をこれからしていきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

町長からも慎重にいろいろ調査研究をしつつも、前向きに検討したいというお話をいただけました。これは急ぐことではないと思います。既存のもので何かが足りていないというふうに思っているわけではないので、今あるものをしっかりと踏襲した中で、足らない部分をしっかりと補って、今後のまちづくりに生かせるようなものができるたらなと願っているところであります。

これをもちまして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（吉田敏郎）

以上をもちまして、10番、井上慎司議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩とします。再開を10時40分とします。

午前10時27分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前10時40分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

8番、山本研一議員、どうぞ。

○8番（山本研一）

こんにちは。8番議員、山本研一です。

通告に基づき、これまで経験のない事態に対する町の対応を問う、を質問します。

この2年近く新型コロナウイルス感染症の感染拡大という近年経験のない事態に、開成町民のみならず世界中の人々が平穏な日々を奪われ、自粛生活を余儀なくされました。

私たちはこのような感染症だけでなく、日本国内はもとより世界各国で多発しているこれまでに経験のない自然災害の現実を見る中で、自分の命を守るために日常生活においてしっかりと備えをしておかなければならぬ状況に置かれています。

しかし、山も海もない本町は、近隣をはじめ国内でも自然災害の被害は少ない安全な町として、多くの町民は災害などに対しあまり関心を持たずに大きな不安もなく暮らしているのが現実ではないでしょうか。

ただ、新型コロナの感染拡大や地球上で頻発するこれまで経験のない自然災害な

どの現状を考えると、それら様々な事態に対し国や県だけでなく、地方の自治体もその対応策を真剣に考えておく必要があると考えます。

そこでこれまで経験のない事態、これは自然災害だけではなく、今回の新型コロナのようなウイルスの感染症、あるいは他国の武力行使、テロなど様々考えられると思いますが、これらの事態が発生したとき、町は町民の命と財産を守るためにどのような対応を考えているのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

山本議員の御質問にお答えをします。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめ、自然災害や武力攻撃などの国民保護事案等の非常事態が発生した場合、町民の生命、身体及び財産を守るために、非常事態時の危機を乗り越えられるかどうかは、指揮を執る私の判断と行動にかかっており、的確かつ迅速に判断、指示できることが求められています。

このような非常事態時の危機に対応するため、これまでに総務省消防庁主催の「市町村長の災害対応力強化のための研修」への参加や防衛省自衛隊神奈川地方協力本部長から防衛省・自衛隊の活動及び取組についての説明、意見交換を毎年実施をしているほか、神奈川県・自衛隊・消防等関係機関と連携した図上訓練の実施などにより、災害対応力の強化を図っているところであります。

これまでの災害時に対応した一例を挙げると、令和元年10月の台風19号においては、記録的大雨による酒匂川の水位上昇に伴い十文字橋閉鎖の対応を行うとともに、初めて「警戒レベル3：高齢者等避難」を発令し、避難所を開設しました。

結果としてこのときは、町民及び住宅等の被害は発生しませんでしたが、「空振り」は許されますが「見逃し」は町民の命に直結してしまうため、今後も自然災害や非常事態等で避難指示等の発令基準を満たす状況になった場合は、躊躇なく発令するつもりであります。災害時における町長の最大の使命であると考えております。

そのためには、被害が発生しなかったとしても、「空振りでも良かった」と捉える町民意識の醸成を促進することも重要であります。

非常事態時の町民への周知・伝達においては、令和元年10月の台風19号のときも、私自身で避難を呼びかける防災行政無線での放送を実施をし、多くの町民が避難所に避難していただいた経験もあり、首長による直接の呼びかけが効果的であることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、自分の言葉で緊急事態措置期間中を中心に防災行政無線を通じて外出自粛などの協力要請を行ってきました。

特に8月は、本町においても感染の激増に歯止めがかからなかった状況であり、県内でも療養者や入院患者数が増加し、救急医療体制の堅持が困難で一般患者の搬送調整が極めて厳しい状態がありました。

また、感染者や重症者の数が、連日、過去最多を更新した第5波は、感染力が極めて高いデルタ株が拍車をかけていることが原因で、人流の抑制を図ることが大きな課題であると言わわれていたため、強い危機感を持って対応する必要があると感じ、町民センター、福祉会館、学校一般開放施設等の公共施設の利用を中止し、人流抑制を図るための措置も講じてきました。

いまだ収束に至っていない新型コロナウイルスなどの感染症をはじめ、自然災害や武力攻撃などの非常事態時に的確かつ迅速な判断、指示ができるよう、防災拠点の機能を備えた新庁舎とともに、災害時の対策本部室には大型モニターを設置し、災害現場等のリアルタイム映像や気象予報等を表示し、正確で迅速な災害情報の取得、整備に努めています。

あわせて、町民の安全と安心を守る新たな「デジタル防災行政無線システム」を導入し、テレホンサービス回線の増設、町ホームページやtvkデータ放送等の各システムと連携させ配信を一元化することで伝達方法の多様化、迅速化により、町全体で危機管理意識の向上と災害対応力の強化を図っているところであります。

今後も、もしもの非常事態に備え、町だけでは対応困難な事案も発生することが予想されるため、日頃から国・県及び自衛隊等、関係機関との「顔の見える良好な関係づくり」に努め、経験のない事態に備えていきたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。町長から一定の答弁がありましたので、再質問いたします。

答弁の初めに、新型コロナウイルス感染症という言葉が出てきました。新型コロナは、近年まさにこれまで経験のない事態ということで、日本のみならず、世界中が大変な状況に見舞われました。この件に関しては、この定例会で、同僚議員からの質問もありましたので重複は避けますが、これまで経験のない事態に対し、同僚議員の発言の中にも、ワクチン接種が近隣に比べ遅れた時期もあった、あるいは高齢者世帯で予約を取るのが大変だというような発言もありました。町民の皆さんには、今回の町の対応について満足していないのが現状だと認識していますが、今後の第6波への対応や、3回目のワクチン接種については、既に考えが示されていますので、計画どおり進むようぜひ怠りなくお願ひしたいと思います。

私たちはこのような感染症だけではなく、日本国内はもとより、世界各国で多発しているこれまでに経験のない自然災害の現実を見る中で、自分の命を守るため、日常生活においてしっかりと備えをしておかなければならない状況に置かれています。

岸田総理は、最近、「大事なのは最悪の事態を想定することだ」という言葉をよく使われます。一国の総理として当然であり、またそのような危機感を持たれいるということは、大変頼もしいことだと思います。町長答弁の冒頭で、非常事態が

発生した場合、町民の命、身体及び財産を守るため、非常事態時の危機を乗り切れるかどうかは、指揮を執る私の判断と行動にかかっており、的確かつ迅速に判断、指示できることができることが求められると、いわば決意の表明がありました。総理同様、町のトップとして、まさにおっしゃるとおりだと思いますし、町民の皆さんも、町長のこの思いに大いに期待すると思います。

これまで経験のない事態というのは、確率としては非常に少なく、職員の方々が日常業務で常に取り組む必要があるとは言い難いことですが、いざというときに指揮を執る町長は、常日頃からしっかりした考えを持っていなければならないと思います。

そこで非常事態時の危機に対応するためということで、答弁があった内容について、伺います。

総務省・消防庁主催の市町村長の災害対応力強化のための研修参加と言わされました。お忙しい中、いろいろな研修会に参加され、豊富な知識を持たれることは重要なことだと思います。その研修に参加されて、その研修はどのぐらいの頻度で開催される研修なのか。そして、そこで町長が学ばれた一番印象に残っていること。それから、これまで経験のない事態に対し、一番活用できると思われたことは、どのような内容でしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

毎年、今言われた研修は行われていますけれども、私が出たのは1回です。最低1回受けてくださいという中で、受けさせていただきました。また、その受けたタイミングが、ちょうど先ほどの答弁にありましたけれども、台風19号、そのときの台風の中で、非常事態の中のレベル3ということで、避難所開設を含めて、放送したことの中身です。その自分が今、そのとき経験したことを、そのままそのときにいろいろな対応の中でやらせていただきました。特に、その研修というのは、一般的な話を聞く研修ではなくて1対1、2対1かな、相手が2、私が1で、全てのいろいろなやり取り、こういう状況のときはどう対応しますか、こういうときはどうしますか。実際、アナウンサーはどういうふうにやりましたと。実際しゃべってください。相当厳しい、実践に即した研修です。だからこそ、1回は必ず受けてくださいという中で、毎年やっている研修もそれぞれもちろんあります。様々な講師の話を聞く研修、それ以外も、毎年消防庁が発行している冊子があります。日本全国で様々な災害を受けた経験のもとに、それぞれの首長さんの生の声を載せた冊子というのがあり、必ずそれも総務省のほうから、読んでください。そういうふうな中、目を通しておられます。そういう中で、まず確実に言われたのは5つ町長として、首長として、しなければいけない重要事項というのが書かれています。

1つ目は、そういうのがまず何か起きたら、役場に駆けつけるということが1つ。体制づくりをする。駆けつけた以上は、今度災害対策本部なり、緊急事態宣言が

出れば、また様々なコロナの対策等もありますし、そういうふうな体制をきちんとつくっていく。

3つ目が状況を把握する。今、町がどういう状況にあるか。災害であれば、どこがどういうふうな状況にあるか含めて、そういうふうな情報収集、状況をきちんと把握する。

4つ目が、目標・対策について、意思決定を、町長としてのどういう指示を出すかというものをきちんと明確に部下に指示をする。

最後、5つ目が、住民への呼びかけ。これはやはり町長自ら、きちんと住民に、生の声で、今の状況を発信する。

この5つの重要項目が、特に重要な事項としても挙げられて、私もそう思って、これについてはきちんと対応ができるようにしていくと。

先ほどの答弁の中でも、様々な的確な判断をするためには、最新の設備が必要。この新しい庁舎の中で、災害対策本部室のほか、様々な最新の機器を導入して、今どういう状況にあるか、人的ではなくて科学的な情報の中で取り入れることもできるように今、しておりますので、そういう中で的確な判断ができるには、的確な情報が必要だという中で、ハード整備を含めて、今、それはできつつあるなというふうに思っています。

これから、いろいろな様々な、特にゲリラ豪雨が近年、開成町においては一番大きな話でありますし、富士山噴火というものも出てきておりますし、様々なことを事前に想定をしていくというのが、いざというときに、焦らずに、冷静に対応できるというふうに思っております。そんな状況を含めて、いろいろ想像しながら、これからも対応力を強化していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今、おっしゃったこと、私も大変重要なことばかりだと思いますので、ぜひ、それが瞬時に実践できるよう、お願いしたいと思います。

次に、神奈川県、自衛隊、消防等関係機関と連携した図上訓練のという話が出てきましたけれども、図上訓練というのは、具体的にどのようなもので、これについても非常に、この訓練は、これは使えるなと町長が思われた内容は何でしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

担当課のほうから話を聞いていただきますけれども、やはり実際、そこに自衛隊の皆さんもいられるし、行政の皆さんもいられるし、消防の皆さんもいられる。ほとんど図上訓練と言いつつも、ほぼ実践に近い状況の中での図上訓練をしておりますので、やはり先ほど言いましたけれども、顔の見える関係というのはすごく大事で、

一緒に物事を経験するということが、一体感の中で大事になってくると思っていましたので、そういう意味で、図上訓練も毎年きちんと各関係機関と一緒に、合同でこれからもやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、私のほうから、少し詳細を述べさせていただきたいと思います。

実は、毎年やっておりまして、今年は9月17日の日にやりました。今、町長が御発言したような形の中で、町の職員だけではなく、常備消防の小田原消防ですか、神奈川県の職員、松田警察署、陸上自衛隊の方々等も一堂に会してということで、町の役場の災害対策本部室で実際やりました。

内容としましては、今回やったテーマとしましては、南海トラフ地震が発生をしたと。それに連動して、こちら側の東側の東海地震というか、そういったものが起ったと。それに対する状況付与というものがどんどん出てくる。それに対応して、どうやって対応したらいいかというのを判断能力ですとか、対応能力を高めるための訓練という形です。それで、その南海トラフ地震に連動して、最後に富士山噴火をしたと、そういったような想定の中で、より実践的に、実地訓練に近いような形の臨場感のある訓練として実施したというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

9月17日といえば、かなりまだコロナが収まる前で、なかなか防災訓練も地域ではできない地域に、町でこういうことをきっちりやられているというのは、いいことだなと思いますので、ぜひそういった訓練を実践に生かせるよう常に心がけておいていただければと思います。

私も機会あるごとに、防災とか危機管理の勉強会には参加していますが、最近参加した研修会の中で一番印象に残ったのは、危機が迫ったら必ず逃げる、避難するということが重要。かつてない事態発生を考えると、避難生活が長引く可能性があり、今で言えばコロナ対策はもちろんですけれども、避難所といえどもできるだけ快適に過ごせる環境をつくることが重要だということが頭に残りました。ぜひ、避難所については、また後の質問でしますけれども、そういうことも心掛けていただければというふうに思います。

答弁の中で、令和元年10月の台風19号による記録的大雨の避難所開設を例に挙げられました。まさにこの台風は、関東甲信、東北地方に大きな爪あとを残し、千曲川の堤防決壊による、住宅が浸水した画像は、多くの方の記憶にあるのではないでしょうか。

開成町では、このときは一部の住民の方が避難されたものの、大事に至ることがなく、本当によかったですと思います。ちょうどこの年の6月の議会で、私は本町における災害リスクとその対策は、という一般質問をしました。その答弁の中で町長は、開成町において最もリスクの高い災害は台風やゲリラ豪雨に伴う水害であると話されました。まさにその4か月後、台風19号が豪雨をもたらしたわけですが、堤防決壊が、千曲川ではなく、酒匂川だったら、開成町にも大変な被害が発生したと考えられます。

当時の答弁の中で、開成町にもしあふれて水が来たとしても、それがずっとたまつて2、3日という想定にはなっていません。要は傾斜がありますので、小田原まで流れていってしまうという町長答弁に対し、町民からは危機意識が足りないのでないかという反響もありました。

今回の質問は、想定にない事態が発生した時の対応ですが、現に台風19号によって、箱根に1,000ミリの雨が降り、箱根登山線が長期にわたり不通になるなど、身近なところでも大きな被害が発生しており、今の地球環境を考えると、いつ何が起こっても不思議ではないと言われることに納得せざるを得ない状況だと思います。

そこでもし、酒匂川で千曲川のような氾濫が発生した場合、町長はどのような、先ほど言わされましたように、的確かつ迅速な指揮とおっしゃいましたけれども、どのような指揮を執られるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

特に今、水害について、開成町が一番危惧している部分であります。先ほど言わされましたけれども、決壊とかハード面において、なかなかすぐにそれを堤防強化ほか、現実的にできる話ではありません。ただし、河床整理は、毎年県のほうでやってはいただいております。そうなると、何が重要かというと、ソフトの部分において、町民の皆さんと、私が避難勧告、避難指示を出したときに、すぐ行動にきちんと移っていただくことができるかどうか、すごく大事。一番大事なことは、命が助かる、助けるということが一番大事な話だと私は思います。そういう意味においては、やはり事前に町民の皆さんと、酒匂川の堤防が何かあった場合、どうするか考えていただく。それぞれの住む場所によって、避難の仕方、避難する場所、変わってくるわけです。そういう意味で、毎年、町民集会の中でも、きちんとそういうことが、不十分なところはきちんとやっていく。防災ハザードマップができたときには、きちんとそれぞれ地域ごとに、自治会ごとにさせてはいただきましたけれども、これも100%町民の皆さんに伝わっているかというと、まだそこまでいっていない。誰一人として、命を失うことがないようにするために、やはり町民一人一人の皆さんに、きちんとその重要性、避難の重要性を知っていただくということが、これからもやっていくことに対して一番大事なことだと。現実的に何が起きるか分

からない、本当にそのとおりだと思います。それは行政だけの話ではなくて、町民の皆さんにも、そういう想定、想像をきちんと頭の中でもしていただいて、行動をどうするか。地震の場合、風水害の場合、富士山の噴火の場合、様々な自然災害の中で、対応が変わってくるわけです。そういうことをきちんと町民の皆さんによく知っていただけるような方策・施策をこれからも進めていくということが、一番私は重要だと認識しています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

おっしゃるとおりだと思いますけれども、先ほども私が言いましたように、やはり開成町というのは、どちらかというと山もない海もない、平たんな土地の中で、安全な土地柄だというような感じは、誰が見てもそう思うと思います。その中でかつてないという危機意識を常に持つて逃げるということに関しては、やはりそれなりに住民の皆さんにきちんと啓蒙活動というのを一生懸命やっていくということが非常に大事だなと思いますので、今、町長答弁の中にもそういう話がありましたけれども、具体的にぜひそれを、ただ毎年同じような訓練するだけじゃなくて、やはり危ないよというときに、すぐ逃げるのだという、こういう危機意識を常に町民の皆さんのが持つような、そういう形をぜひ取っていく必要があると思いますし、今おっしゃったことを、ぜひ今後の中で具現化していただきたいと思います。

その避難所ですけれども、あのときは避難所に避難された方もおられ、避難所の在り方についても、避難された方々からいろいろな声が聞こえてきました。

先ほど、私が研修を受けて感じた、長期化すると、快適な避難所がという話も申し上げましたけれども、町の避難所について、特にどのようなところに不具合がある、それをどのように改善していくかとされているのか、町長、もし不具合をつかんでおられ、また改善の指示をされてあるのであれば、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

当時、避難所に私も行かせていただいた、それで皆さんがどういう状況にあるのかということを見て、また話も聞かせていただきました。結構、町民の皆さん、避難していけば、そこに食べ物があつたりテレビがあつたり、というふうに思われていた方が結構多くて、ちょっとそれはびっくりした覚えがあります。町としてはできるだけ自分たちでそういうものを持って行って、避難所に行っていただきたいなと促しもそういうふうにしていたはずなのですけれども、やはりなかなか町民の皆さんのが避難してきたときに、その施設の整備の仕方が、町民の皆さんと我々が考えている分においては乖離があるなというふうな認識はそのときしました。ある意味、

町民の皆さんにも、避難所での快適な生活とはなかなか、ああいう場所です、体育館ですので、できないとは思いますけれども、できるだけ町民の皆さんのが過ごしやすい環境というのは、これから整備をしていく必要があるなとは感じております。細部においては、また担当のほうで、考えていることをお話していただきますのでよろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

避難所のことなのですけれども、2年前の台風19号のときには全部で4か所避難所を開設しました。開成小学校、開成南小学校、文命中学校、それと福祉会館。総勢で318名の方が避難されたというような実績でございます。

ただ、開成町は他市町村と比べると、比較的公共施設というのが多くはないので、そういった部分では、風水害では、一時避難施設ということで、近隣の町内の事業所なんかで協定を結んでお借りするといったことも含めた中で対応していくということでございます。

避難所については、今、コロナ禍でもありますので、うちのほうも防災としても非常に重要視しております。

先ほど、図上訓練の話をさせていただきましたが、昨年からコロナ禍における避難所開設・運営ということで、今年も9月下旬から10月上旬にかけて3回に分けて、図上訓練に参加しなかったほかの職員全員、避難所の訓練をしました。

また、防災講座というのも、昨年はコロナできなかったのですけれども、今年再開しました。令和3年度については、全部で6回、町民の方を対象に防災講座を実施していますが、長期化した場合には、避難した方、また、地域住民の方も、避難所の運営に参画していただく必要があることから、そういう内容を盛り込んだ、自助、共助の防災意識の向上につながるような取組も引き続き行っていると、これからも続けていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

特に避難所というのは、訓練のときも含めて、障害をお持ちの方とか、あるいは高齢者とか、そういう方々からはかなりいろいろな要望が聞こえてきています。そういう細かな意見もきちんとフォローいただいて、できるだけ多くの人が安全に避難できるというような避難所の在り方というのをきちっと確立していただきたいと思いますし、それが町民の皆さんに見えるように、ぜひ見えるように、「今、役場ではこうやっていますよ、ああやっていますよ」と言っても、町民の皆さんに見えたり、理解が求められなかったら、あまり意味がないというふうに思いますので、それをぜひ具体的に町民の皆さんにも見えるようにお願いしたいと思います。

次に、先ほど町長の話にもありましたけれども、防災拠点機能を備えた新庁舎とともに、災害時の対策本部室には大型モニターの設置や、デジタル防災行政無線システムの導入、町ホームページや、t v k データ放送等のシステムと連携されたという答弁がありました。設備が充実しているということは、大変頼もしいことだと思います。

ただ、私はかつて経験のない事態が発生したという場合、当然、停電、あるいはライフルラインも全て遮断されてしまうのではないかということも、当然想定しなければいけないと思っていますが、このような機器類は役場に設置している自前のソーラーパネルとか、自家発電で何日ぐらい稼働ができるものなのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。

庁舎の関係でございますけれども、3日間発電は可能だというところでございます。

庁舎に関しては以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

3日間発電可能だということで、3日目以降は、そうすると無用の長物となるってしまうということでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。

3日間というのは、この中の発電できるものでございまして、そのほかに、非常の場合の発電装置とかというのもございますので、今回の庁舎の中では、3日間は動くと。あとは非常事態のほうは、ほかの発電を使ってやっていくと。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

何が言いたいかというと、幾ら立派な設備があっても、やはりそれを動かす力がないとできない。そのところも十分、いわゆる維持管理というか、どうしていけばこの設備や装置が長く使って、町民の皆さん的安全・安心に寄与できるだろうかと、この辺もしっかり考えた上で、ただ設備を購入しました、設置しました。それだけで済まないよう、ふだんのメンテナンスも含めて、ぜひお願いしたいと思います。

今回の私の質問は、とにかく近年、これまでに経験のない規模の事態が発生した

場合であり、自然災害で言えば、東日本大震災や、西日本豪雨、あるいは富士山の噴火などを考えています。繰り返しのようですが、報道番組でも、専門家から聞こえてくる意見は、とにかく逃げること。命を守ること。これは先ほど町長も強く強調しておっしゃっていたことです。開成町は崩れる山も津波が起きる海にも面していません。地形は平たんだというようなことで、安全だということもありますけれども、その分、豪雨に見舞われたら、高台に避難するということができません。ハザードマップをはるかに超える水害が発生したり、地震で家屋が倒壊した場合、1万8,000を超える町民は、どこに避難を考えているのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今ハザードマップを超えたと言われましたけれども、ハザードマップは最大浸水した場合のあれでハザードマップというのは作成をされています。100%とは言えませんけれども、確率的にはそういう中で、県がきちんと、開成町の浸水区域の中でハザードマップが作成されましたので。それを基に、基本的にはどう命を助けるかと。1階だったら、2階に行けばという地域もあるし、平屋のうち、隣近所の中で、2階に逃げ出してもらうようにするなり、また、広域避難所だけでは、全ての人が収容できるわけではありませんので、それぞれの人が、それぞれの中で、自分たちの地域の現状をきちんと認識いただいて、どこにどういうふうに逃げたらいいか、そこがすごく大事なことになる。

今回、富士山の溶岩流が来るという報告の中で、そうなると、開成町はどこに逃げるというのは、全町避難しなければならない。そういうことの計画が今、県と作成をしておりますけども、様々な災害の想定によって変わってくるわけです。水害の場合は、水害の避難の仕方、富士山の噴火の場合は、そのようなまた対応の仕方、それぞれをきちんと、まずはきちんと想定した中で、町民の皆さんのが安全のためにには、どうしなければいけないのか、という計画策定をしながら、今富士山のほうは進めているわけです。そういう情報をきちんと、町民の皆さんに全町民の皆さんにきちんと理解していただくということが、命の安全につながると私は思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今の町長の答弁で、2つ私は疑問を感じたことあるのですけれども、1つは、基本的にハザードマップは最大限だと。この認識は今の地球上、この気候変動が叫ばれている中で、本当にそれでいいのだろうかということを考えたときに、これはどうしても危機管理が甘いんじゃないかという話は出てくるのではないかと思います。

もう1つは、やはり全町ハザードマップを超えるような状況になったときに、どこに逃げるのか。この地域、この地区はどこに逃げるんだよというのを常に自分で考えというのではなくて、やはりこの地域はどこに逃げるのですよというのが、町からきちんと指示があって、そこに逃げればいいのだと、そういう認識が住民一人一人に持てるようなことが、私は重要ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

浸水時の状況においては、地震と違つてある意味想定がされます。事前に、例えばダムがいつどのぐらい放流されるか。鮎沢川の小山のほうから、どのぐらい川の水になるのか、そのデータとして、隨時開成町には情報がきます。地震は突然やってきて、対応の仕方というのは難しいです。水害の場合は、ある程度の想定の中で、早めに、早めに、先ほど言いましたように、もし空振りしてもいいように、前回出しましたけれども、このような形の中で、いかに早めに町民の皆さんに今の状況を知っていただく。いきなり全町民が避難するということにはならないはず、水害の場合において。そういう想定の中で、今の自治会地域の皆さんが、早く逃げる。決壊の想定もあります。どこが決壊するかによって避難の仕方が違うわけです。そういう様々な想定の中で、今、ハザードマップはできていると私は認識しております。

全ての何が起きてもという中の想定の中、全ての対応を今考えるという、なかなかそれは無理があるのかなと、まず現実的な話として、最低限しなければいけないことがたくさんある。それがいまだに全部できていない部分があるわけです。そこをまずやっていくということが大事だなと私は思っています。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

私は、今町長言われる、現実離れした話で、伺っているつもりなのですけれども、そこはかみ合わないので、しようがない。

次は、答弁の最後のほうに、県・国、それから自衛隊などと顔の見える良好な関係づくりに努めるという話がありました。基本的には、これは非常に大事なことだと私も思うのですけれども、良好な関係をつくるためには、どのぐらいの頻度で、顔の見える関係づくりを町として積極的に働きかけていくのか。こちら側は、もちろん町長だと思いますけれども、国や県、自衛隊は誰を相手に顔を突き合わせて、良好な関係をつくっていく、そういうことを考えられているのか。お聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

特に災害時の場合、開成町に対応していただく、特に自衛隊というのは駒門駐屯地の第1高射特科大隊というどこがある程度決まっています。大井町はどこ、松田町はどこ、そことの顔の見える関係というのはすごく大事で、先日もそういう話をさせていただきましたけれども、今まででは知事を通して、自衛隊の派遣をお願いしていました。当然それは正規のルートです。ですけれども、事前に直に町長が、駒門駐屯地の中隊長のところに連絡すると、すぐ来るわけではないです。事前偵察という名目の中で、来ることは今可能になっているという話の中で、そのスピードというのは、大分変わってくる。我々が、県に対して、知事に対して、知事から自衛隊にお願いするより、直に、今開成町の現状はこうだということをお伝えすることによって、事前偵察の中で動くこともできるという、そういう話もしています。そういう意味で、顔の見える関係というのは、特に、今、開成町にとって、何か地震でもそうです、水害でもそうです。直に来ていただけるのは、駒門駐屯地となっておりますので、そことの関係強化をふだんから夏祭りに行ったり、自衛隊の記念の式典に行ったり、特にあじさいまつりなんかではいろいろな自衛隊協力下の中で、様々な人たちの交流も、我々ではなく民間の人たちにも、そういうつながりを強化していただけるようなお願いをしておりますので、一番はその部分だと私は認識しております。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

基本的に4分ということで、時間がなくなりました。ちょっとまだまだ質問をしたかったのですけれども、今回、私が質問した内容は、確率的にはごく僅かであり、絶対に起きてはならないこと、こういうことを想定して、だけど世界規模では気候変動が叫ばれて、地球上ではいつどこで何が起こってもおかしくないと言われる現在、もしもということで、町の考え方を伺いました。今の答弁全体を聞くと、どうもやはり既存の中での話が多く、もしもというか、大変な事態に遭遇したとき、本当にこれでいいのかなと、非常に疑問は残りました。

ただ、これから岸田総理の言葉のように、住民の命を預かる組織のトップは、常に最悪の事態を想定しておくことが大変重要だと思っています。町長が答弁されたように、非常事態が発生した場合、町民の命、身体、財産を守るため、非常時の危機を乗り越えるかどうかは、まさしく町長の指揮と行動にかかっているということです。的確かつ敏速に判断されて、指示ができること、これを実践できるように、様々な研修の場にこれからも出向いていただき、もしもに備えた自己研鑽、あるいはアンテナを高くしておいて、日頃からの情報収集、国・県・自衛隊などとの関係組織と顔の見える良好な関係づくりを確実に行っていただきたいと思います。町民の命と財産を守るため、本件は大変重要なことだと認識しており、進捗状況は、また一般質問でフォローしたいとも考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉田敏郎）

以上をもちまして、8番、山本研一議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時22分

○議長（吉田敏郎）

再開します。

午後1時30分

○議長（吉田敏郎）

日程第2 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

選任する者の氏名、鍵和田義嗣、住所、生年月日は、記載のとおりです。

令和3年12月7日提出、開成町長、府川裕一。

提案理由。固定資産評価審査委員会委員のうち1名の任期が令和4年3月12日をもって満了になるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。

なお、今回、8期目として引き続き選任したい鍵和田さんは、税務事務に45年にわたり従事されており、税に関する知識経験が大変豊富で、固定資産評価審査委員会委員に適任と考えますので、再任をお願いするものです。

任期は、令和7年3月12日までの3年です。参考までに略歴を添付しますので、御参照ください。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

それでは採決を締め切ります。

(賛成全員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、同意しました。

日程第3 議案第52号 開成町課設置条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。簡素で効率的な組織体制を整備することを目的に、令和4年4月1日付で、部制を廃止し、課制に移行する組織・機構の見直しを実施したいので、開成町課設置条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは、よろしくお願ひいたします。

議案第52号 開成町課設置条例を制定することについて、開成町課設置条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出、開成町長、府川裕一。

条例案の概要について、御説明申し上げます。本町では、政策、施策の着実な推進を図るための組織体制を整備するため、社会経済情勢の変化なども踏まえて、定期的に組織機構の見直しを行ってございます。

今回、組織機構の見直しですけれども、1つ目として、組織内での現場への権限移譲と意思決定の迅速化を図ること。

2つ目として、日本全体での生産年齢人口の減少により、職員の確保が困難となる可能性などを考慮し、組織規模の簡素化を図ること。

3つ目として、職員の年齢構成等を踏まえ、中・長期的な視点に立って、組織体制を構築すること。

以上の3点を主な目的として実施するもので、具体的には、町長部局の部制を廃止し、令和4年4月1日付で、課制に移行することとするものでございます。

地方自治法第158条第1項の規定により、普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌をする事務については、条例で定めるものとされておりますので、課制への移行に伴い、部設置条例を廃止するとともに、課設置条例を制定する必要があることから、本条例案を提案するものでございます。

それでは、2ページを御覧いただきたいと思います。条例案でございます。

第1条は、課の設置に関する規定でございます。

町長の権限に属する事務を分掌させるため、規定のとおり11の課を設けるものでございます。

第2条は、課の事務分掌に関する規定でございます。11の課ごとに代表的な所掌事務を定めるものでございます。

おおむね現行の部設置条例に規定する部の事務分掌を課の単位に割り振った形で規定してございます。

3ページより中央より下の部分を御覧いただきたいと思います。

附則でございます。

第1項は、本条例の施行期日を令和4年4月1日と定めるものでございます。

第2項は、現行の開成町部設置条例を廃止することを定めるものでございます。

第3項は、開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に関する規定でございます。

地方公営企業である上下水道事業の事務を処理するための組織の名称について、課制への移行に伴い、整理するものでございます。

第4項から7ページの第17項までは、附属機関の庶務に関する規定等において、所管部、所管部長に関して規定しているものを、課制への移行に伴い整備するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑をどうぞ。

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

11番、湯川でございます。

部長制を廃止するということですけれども、今現在、部長が行っている決裁、これについて、部長職を廃止した場合、参事が要するに決裁権者のような形になるのですか。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

部長が廃止になった場合でございますけれども、これは条例が通った後のことになると思うのですけれども、一応部長の代わりというのですか。参事は、参事兼課長ということで考えてございますので、その上の副町長が部長の決裁と同じようなことになると思うのですけれども、実際問題、決裁の規定の、例えば金額とか、その辺も課長に、今のものよりも、例えばですけれども10万までが課長だとしたら、それ以上、例えば30万まで課長でするとか、その辺のことを考慮しながらやっていきたいと考えています。そうしないと、逆に部長がいなくなったら、副町長に全て決裁が回ってしまうこともありますので、その辺は今後、この条例が通った後に、また考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

11番、湯川議員。

○11番（湯川洋治）

今、部長がおっしゃったことは、大体どういうふうになるのかなと想定しているときに、やはり課長の権限と部長の権限、参事の権限といろいろあると思うんですけど、その辺の見極めをしないと、何か副町長だけに全部いらっしゃうような気がするんですね。その辺は十分注意し、今後の話かもしれませんけれども、簡素で効率的なということを言っているので、なるべく効率的にできるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

答弁はよろしいですか。

○11番（湯川洋治）

はい、結構です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

今回、簡素で効率的な組織にすることは、大いに賛成です。

通常の組織見直しならまだ分かりますが、昨年5月、新庁舎がスタートするに併せて、前回はかなりの時間をかけて組織体制の見直しを行ったと思うんですね。そう考えると、たった2年ということになるわけですが、なぜこのタイミングなのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

確かに武井議員言われるように、新庁舎の建設に併せて機構改革を行いました。それにあわせて、様々な職員の皆さんとのアンケートや、いろいろな議論をしました。当時も部制の廃止をしたらどうかという御意見ももちろん職員の中ありましたけれども、そういう中で新しい新庁舎の中で、まるっきり新しい働き方、また働く場所の環境が今までと全く変わると。今まで町民センターにあったものも教育委員会も全部1か所に集まるという。

様々なことを想定しながら、これがスムーズに移行できるようにするために、やはりある程度の期間、部制でいったほうが職員の働き方もスムーズにいくのではないかという、私の最終的な判断の中で部制は継続しますということで決めさせていただきました。

そういう中で既に2年たちますけれども、そういう中でこれからの先の話で、

ちょうど定年退職の部長・参事が、去年、今年で、年齢的なものとしてきますので、それに併せて昨年度から、部長兼務課長を今、大変なことを今職員にしていただいているますけれども、そういったことも含め、さらに将来的に職員の年齢構成を見ると、副主幹・主査辺りがどうも手薄い、人材として。そういうのを考えると、働き手というのは、少しある程度ないと、職員がなかなか回っていかないという部分も現実的な話として見えてきているわけで、そういうのを含めて、今回、確かに2年ですけれども、機構の中の見直し部制を廃止して、もっともっと課長に権限を委譲して、課長の責任において決裁・判断というものをしていくことが、将来的に町の役に立つのではないかという判断の中で、今回部制の廃止を提案させていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

今のお話でスムーズに移行するためということで理解はしました。本当に簡素で、課長の権限を大きくしながら、スピードに判断する。これはすごく大事なことだと思いますので、ぜひよりスピード感のある行政運営になっていっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

今回のこの条例改正は、部制を廃止して、組織スリム化して、管理職の数も適正な数になるというふうに考えているのですけれども、まず改正前と改正後の管理職の数に変動、これがあるのかちょっとお伺いします。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。

部長職はなくなりまして、課に一人課長が就くというところでございますので、先ほど言った11の課であれば11の課長が就くと。現在、うちのほうでは担当課長というのを置いてございますけれども、今後、これから検討するところでございますけれども、担当課長含めて課の、課には課長が一人というのは原則なのですけれども、担当課長を置くことも考えているところでございます。まだこれからは話で申し訳ないですけれども、ここで何人というのは、ちょっと答えられないところでございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ちょっとこれも今後の話になってしまふかもしませんけれども、開成町、職員数、これに占める管理職、こちらの割合ですね。この辺がどうなっていくのか。近隣の町の割合が分かれば、その辺もちょっとお示しいただければというふうに思います。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと近隣の状況は把握してございませんが、現在の開成町の中の状況でございます。今現在、管理職ということで勤めておりますのは18人、管理職以外が92人、これ以外に、教育現場の職員がいるということで、役場の庁舎の中で申し上げますと110人の状況の中で管理職は18人ということで、今現在は16.4%の比率で管理職がいるという状況でございます。

したがいまして、部長を、部制を廃止するということの中で、この管理職の割合を減らしていくということです。さらに管理職の人数として、じやあ4月、来年度時点で何人にするかということはこれから課長職・参事職という形の中で、何人置くかというの、からの検討事項として考えてございます。

それから、申し訳ございません。近隣ということで、足柄上郡の状況でございます。こちらにのみ、ちょっとデータがございますので申し上げます。中井町が13人で割合としては12.9%、大井町が15人で10.6%、松田町が12人で10.4%、山北町が15人で10.3%といった状況になってございます。

上郡5町で申し上げますと、開成町は、この中では一番管理職の人数の比率は高い率になっているという状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

ありがとうございます。これ私も、近隣ではなくて自分なりにちょっと調べさせてもらったら、やはり大体10%ぐらいが多い感じなのですね。自治体によって業務内容とか職員数の違いありますので、事情も違いますので一概に言えませんけれども、今、課長のほうから今後そういうことも考えていくということでしたので、今後もしっかりと組織体制づくりに取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

答弁結構です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑は。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

今、今後のというような質問を同僚議員がなされておりましたが、私の場合は、本部長制を廃止するという議案について、様々な角度から検証なさってきたのだろうかというふうに、検証の部分についてお尋ねをしたいと思います。

振り返りますと2003年度から、本町においては部長制を敷かれて18年になる。府川町政になってもう10年でございますが、ずっと部長制を敷いてこられまして、ここ10年の間でも、同僚議員、先輩議員のほうから部長制にしたらどうかとか様々な、またそれではない、機構改革の中で、部長制に触れるようなお話もあったというふうに記憶しております。

5年前の9月の本会議の中、まだ5年前のことございますが、人材育成基本方針ではということで、その基本方針を述べられた後、町長の口から、部長について町行政の運営者というお話がありました。

その町行政の運営者として、1つとしては、町政全般に対する政策評価と政策議論に参画し、町政方針を実現する立場なのだというふうなお話がありました。また、2つ目としては、町政の長期的視点から自部門の政策課題を実現するため、進むべき方向性を打ち出すことができるものと、部長については位置づけると。

また、課長については、町政運営の政策、立案、執行の責任者、課の目的や使命を明確に示し、業務の計画的な遂行と進行管理を行うことができるものと位置づけておりますということで、足柄上郡が全て部長制がない中で堅持されてこの18年、また府川町政10年、部長制を敷いてきたという、それからこのたび部長制を廃止するという決断に至るというところの中で、もう一重どのような検証をなされたのか。今、町長が5年前に申し述べられたことから、どのように変化をされて、本日、この議案を提出されたのかを御答弁願いたいと存じます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、武井議員のほうの質問の中である程度答えさせていただいていると思いますけれども、部長はやはり町長、三役をはじめ、部長で開成町の大きな方向性、経営会議みたいなものとして捉えて、今までずっとやってきました。

今回、先ほど申しましたように、機構改革の中でそういう議論もあった中で、存続という中で、この2年、新しい新庁舎の中でやってきましたけれども、定年を迎える時期と、その次の年代、世代の人たちの年齢構成を、今まで改めて考えたときに、やはりそれは難しいのかなという。さらに新たに部制が終わった後、今度は参事級を、課長兼務になりますけれども、その人たちを今度、経営の今、部長の代わりという言い方がいいのか分かりませんけれども、参事が今度新しく町の経営方針を考えていく。それぞれの課長の今度は権限が大きく譲るつもりでいるのです。

それで課長にとっては負担が大きいというふうに、反対にはなるのですけれども、それだけの能力・資質を、これから職員研修を含めて、大きくさせながら課長の力もつけさせていくというのが、将来的に、すごく今の時期にやっていく必要があるのかなというふうに今改めて、様々な部制、参事制も含めて考えているときに、今やる必要があるということで、提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

今、町長の今後の方針も含めた中での検証のお話、御答弁いただいたわけでございます。その中でやはり参事的な役割も、課長にはということで、権限がつくというようなお話もあったわけですが、そうなってきますと、やはり庁舎内を横断的な施策というものがますます増えていく中で、課を超えた中での人事交流、また政策交流、そういうものが重層的にしっかりと行われるような形のイメージというものを、もうちょっとその辺具体にお答えいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

部の中に、3課、4課あって、その中で大方垣根がなく、やるようになっている仕組みになっていますけれども、部制がなくなるということはその範囲もとらわれることもなく、2課でいろいろな協力関係を持ったり、3課がやったりと、そういうふうな仕組みはこれから自由にできるようになるし、それは今度、副町長がその中でいろいろな調整を、2課にしたり、3課にしたり、4課にしたり、様々横断的に仕組みとしてやっていくことができるようにはなってくるのではないかという。部制に縛られることがないというのも、ある程度メリットになってくるというふうに考えております。

最後は、副町長のほうに。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

課制にして影響が生じる点というのがありまして、これは部制の廃止の目的の一つである、組織内での現場への権限移譲の結果として、課長職が所管事務の責任者として、広範な所管事務全般について判断する必要が生じること。また、全町横断的な政策・施策展開に当たっては、課長間での調整事項が増加すること等は、これは課題であるというふうに捉えております。

この件を踏まえまして、これまで以上に課長職にマネジメント能力、人材育成能力、調整能力、こういったものが求められるものとなるものと認識しております。

こういったものは、職員研修において、能力関係に努めてまいりたいと考えております。

また、先ほども町長が申し上げましたけれども、部長職の廃止に伴いまして、町長の意思決定への参画等により、町長を補佐する職員の配置について、これも課題であると捉えております。これには参事職を配置しまして三役と参事職によって、町の基本方針の決定及び全般的な調整を行うなど、政策形成プロセスの見直しも併せて進めることで、組織体制が整備できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

副町長、町長から詳細な御答弁いただきました。最後に、組織、部長制がなくなるということで、担当部課の課の中で事務量の格差というものが生まれないような形で、町長の下、副町長、それから新体制がスムーズに行われるよう、期待をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

答弁はよろしいですか。

○4番（前田せつよ）

はい。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決をいたします。

議案第52号　開成町課設置条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第4　議案第53号　開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。工場立地法の改正により、工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定に関する権限が、都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、国の準則に代えて適用すべき緑地面積率等に係る地域準則を定めるため、開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第53号 開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて。

開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定する。よって地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出、開成町長、府川裕一。

まず、条例制定の経緯を説明させていただきます。

平成28年5月20日付の工場立地法の改正により、工場立地における特定工場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合の地域準則を、全市町村が定められるようになりました。これを受けまして、法律改正前の規定に基づき、神奈川県が定める工場立地法第4条2第1項の規定に基づく準則を定める条例を、平成29年4月2日付で廃止をいたしました。

県は同時に廃止に当たりまして、令和4年3月31日までその適用の経過措置を設けております。

本町では、現行の県基準である緑地面積及び環境施設面積を担保することと、開成町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例で定めておりました、工業専用地域での基準をそれぞれ担保するため、今回、開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を新たに制定するものです。

これにより、現在の規制状況が、令和4年4月1日以降も同様の規制値で引き続き適用することができるようになります。

それでは、1枚おめくりいただきまして、説明をさせていただきます。

開成町条例第1号 開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例。

第1条では、工場立地法に代えて、町準則を定めることを規定しております。

第2条では、条例に使用する用語の定義を定めております。

第3条では、開成町内の区域の区分、設定区域、緑地面積率、環境施設面積率の割合について定めています。

第一種区域は工業系用地以外の地域とし、緑地面積率を25%以上、環境施設面積率を30%以上としており、現行の準則規制値と同様になっております。

第二種区域は工業地域とし、緑地面積率を15%以上、環境施設面積率を20%以上としており、こちらも現行の県準則規制値と同様になっております。

第三種区域は工業専業地域とし、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上としており、既に開成町みなみ地区の工業専用地域には、地域経済牽引事業の促進による、地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条に基づき、企業立地重点促進区域に指定し、工場立地法第4条第1項及び神奈川県準則に代えて、開成町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項に基づく準則を定める条例により、緑地面積率を5%以上、環境施設面積率を10%以上に規制しておりましたので、こちらと同様となっております。

また、第2項では、重複緑地の割合を50%としており、現行の県準則規制値と同様になっております。

第4条では、隣接する区域区分における適用条件を定めております。

第5条では、隣接する他市町との協議について定めています。

附則といたしまして、1項、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

2項では、平成25年に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づき制定いたしました開成町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止することを定めています。

3項では、工場立地法施行規則の制定以前から事業を行う既存工場の生産施設の面積を変更された場合における緑地及び環境施設の面積の算定方法を定めております。

条例の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

まず、他の自治体さんを見られると、パブリックコメント、これを行っている自治体もかなりあったのですけれども、開成町でもパブリックコメントの手続条例ですか、この辺を見ますと、第1章辺りに町の基本的な制度を定める条例、町民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例というふうなところもあったのですけれども、この辺を見させてもらった限り、パブリックコメントも1つ行ってもよかったですというふうに考えますけれども、開成町、パブリックコメントを私が見る限り、やっていなかったように思いますけれども、ちょっとこの辺の町の考えをお伺いします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

佐々木議員の御質問にお答えします。

この条例制定に伴うパブリックコメントにつきましては、令和3年9月1日から令和3年10月1日までの1か月間で、パブリックコメントの実施ということで、開成町の産業振興課の窓口のほうでの閲覧及び開成町のホームページのほうで公表をしております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

失礼いたしました。ちょっと開成町ホームページ見られて、結果とか、そういうのをもうどこかで見られますか。ちょっと探したのですけれども、なかなか見られなかつたもので、私行つていなかつたのかなと勘違いしました。ちょっとホームページのほうに問題ありなのかなと、自分勝手に思つていますけれども。

分かりました。すみません。失礼いたしました。

続いて、ちょっとこの基準値設定に当たって、現行第一種区域、第二種区域辺りは現行でということでしたけれども、この辺、地域の実情に応じて、国が定める範囲で、基準値強化あるいは緩和した内容の地域準則を定めることができるというようなところだと思うのですけれども、この辺の基準値の範囲ですね。この辺りをちょっと見させてもらいますと、緩和策辺りというのも考えてよかつたのかなと思うのだけど、その辺の処置はされていないというように見られるのですけれども。

これ以前、第三種区域、私の記憶だと、この辺は緩和措置みたいなのが取られた数値になっているというふうに感じるのですけれども、この辺について、町の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

佐々木議員の御質問にお答えします。

第三種区域ということの中で、開成町の場合ですと、工業専用地域が当たると思います。こちらにつきましては、先ほど部長のほうから説明がありました、開成町のみなみ地区の工業専用地域での緩和が、先ほどの開成町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則という中で、緑地率を5%と施設率を10%ということで緩和していますので、そちらのほうで緩和をさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

佐々木議員の御質問で、課長の答弁がございましたけれども、ちょっと補足をさせていただきますけれども、今回のこの条例については、特定工場という部分がかかるでございますので、当然、市街化のところのエリア、そういったところでは緩和というよりも、どちらかというと緑地のほうを担保していただくというような発想で規定をしておると。

また、課長答弁にありましたように、工業専用地域は逆に企業に進出を促すといった面から、以前よりそちらのほうは緩和をして、そちらのほうに進出をしてもらうと。より市街化のところよりも、そういった専門のところに、そういった工場等の誘致をしていったらどうかといった発想で、代々きているというような認識をしてございます。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

分かりました。

最後に、ちょっと今の答弁と重なる部分あるかもしれませんけれども、この条例制定、地域の実情に応じて、各自治体が基準値を決められるということで、この基準値に決められた、やはり町の考え方ですね。この辺をちょっともう一度、お示していただけたらというふうに思います。お願いします。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

佐々木議員の御質問にお答えします。

今回の工場立地法に伴う各区域の緑地面積率、また環境施設面積率ということで、先ほど部長も申されたように、工業地域及び工業専用地域につきましては、国の基準より厳しい面積という形の中で緑地を確保するという中で、まずその前に対照的には工場立地法に伴うこちらの特定工場に関わる緑地面積と環境施設面積という形になります。特定工場というのが基本的には製造業に当たる工場、または電気供給業、ガス供給業及び熱供給業の企業になりますので、それ以外の現在、みなみ地区で設置されております研究所等については対象外というふうな形になっております。

開成町のほうで、特定工場と指定されている部分については、この条例で緑地面積と環境施設面積というものをここで規定をさせていただいているというのが、まず前提であります。その中で、先ほど部長が申したとおり、住居系、商業系につきましては、今まで国の面積よりも厳しい面積率を規定している、神奈川県と同様にということと、あと工業地域につきましても、今まで神奈川県の規定を準用していましたので、そちらのほうと同じ率を規定させていただいております。

工業専用地域につきましては、みなみ地区に工業専用地域がありますので、そちらは、今回廃止する条例と同じ率を設けて、今まで工場の進出に関する規定と差がないような形で、今回の条例の中での緑地面積率と環境施設の面積率を考えております。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

都市経済部長。

○都市経済部長（井上 新）

少し補足をさせていただきますけれども、近隣のところでいきますと、小田原市さんの状況ですと、6%、11%以上といった状況でありまして、5%、10%というのは、なかなか県内でも進んでいるというか、思い切った数字であることは認識をしているところでございますけれども、そういったところまで緩和をして、企業の誘致をしていこうといった意気込みであるというふうに認識をしていただければというふうに思っております。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。もあるならもう一度許しますけれども、よろしいですか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木 昇）

はい、分かりました。ちょっとこれから駅前通り線の開発とかもあったので、この辺に結びつけて、今後のまちづくりに、この基準値がどう影響するのかというところも、ちょっと聞きたかったのですけれども、分かりました。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第53号 開成町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。よろしいですね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第5 議案第54号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。令和3年度文命中学校大規模改修工事の工事請負変更契約を締結した
いので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の
規定により提案をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第54号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模
改修工事）。

令和3年度文命中学校大規模改修工事について次のとおり請負変更契約を締結す
る。

1、契約の目的。令和3年度文命中学校大規模改修工事。

2、契約金額。一金、1億7,796万200円、うち取引に係る消費税額及び
地方消費税額1,617万8,200円。

3、契約の相手方。神奈川県厚木市妻田北一丁目12番6号、山王建設株式会社
代表取締役、高橋学。

4、工期。令和3年6月30日から令和4年3月20日まで。

令和3年12月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは次ページ、令和3年度文命中学校大規模改修工事の変更内容を御覧くだ
さい。

1 事業内容につきましては、工事概要に変更規約第1回における一般教室等外壁
のアスベスト除去工事を加えてございます。

続いて、2契約金額変更理由内容等及び3契約金額及び工期変更理由につきまし
て、併せて御説明を差し上げます。

このたびの工事内容の変更につきましては、老朽化や、経年劣化等によります、
故障や不具合が認められ、施行に支障を來す箇所等につきまして、また、生徒の安
心・安全を担保する上で必要な改修等の実施についてお願ひをするものでございま
す。

初めに1外壁改修変更になります。アスベスト除去作業に係る工事費といたしま
して、本年9月議会におきまして、2,050万1,591円増の変更契約をお認
めいただきました。

変更金額の積算に当たりましては、本体工事の進捗に支障を來すことなく、速や
かな対応を図るため、当初設計額を最大の金額にて、計上させていただき、改めて
現地調査によるクラック補修部や、欠損部の数量を精査し、アスベストの除去作業
を実施した結果として、738万870円の執行残が生じてございます。

続きまして、2防水改修工事変更につきましては、一般教室棟の笠木に水切りの書き込みがなく、軸体に水が回る可能性があることから、ウレタン塗装防水下地処理を実施すること。また、屋上太陽光パネル連結ディスク設置数量の腐食による追加等251万8,900円。

3外装改修工事変更は、エアコンが空気を冷やす際に生じる水滴の排水に必要なドレン管がバルコニーの床面に接しており、ウレタン塗膜防水の効果が薄れるとともに、作業にも支障を来すため、適正なドレン管の処理作業経費3万7,600円。

4高架水槽配管漏水改修工事変更は、一般教室棟屋上に既設の高架水槽の配管に漏水が判明し、屋上シート防水施工に支障を来すとともに、経年劣化による給排水管のラッキング腐食が激しいことに対する修繕費用172万4,700円。

5キュービクルフェンス改修工事変更は、グラウンド側、キュービクルを囲うネットフェンスが破損し、生徒の誤侵入等による感電事故等を防止するための修繕費用57万2,800円。

6放送室空調改修工事変更は、老朽化に伴う放送室のエアコンの更新及び換気機器設置41万400円。

7体育館外装改修工事変更は、当初の工事には含んでおりませんでしたが、体育館にも老朽化による多数の外壁のクラックや、雨漏りの発生等が確認されており、校舎側と同様にアスベスト対策も必要であること。また、足場材や、使用材料等が本体工事と共通するものが多く、経費等の削減効果も見込まれることなどから1,579万円を追加させていただいております。

8経費は、工事の内容変更に伴います増額分257万660円となります。

最後に、4事業費についてになります。第1回変更契約時の契約額1億6,009万1,591円に消費税を含みます増額分1,786万8,609円を合わせまして、第2回の変更契約額は、1億7,796万200円となります。

変更契約に伴い、工期につきましても、当初の令和3年度6月30日から令和4年1月31日までの予定を、令和4年3月20日までとして、48日間延長をさせていただきます。

なお、今年度の卒業式につきましては、3月11日を予定してございます。卒業式に支障のないよう、計画的な工事の進行に努めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論ある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第54号 工事請負変更契約の締結について（令和3年度文命中学校大規模改修工事）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

それでは、採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

暫時休憩といたします。再開を14時40分とします。

午後2時22分

○議長（吉田敏郎）

それでは、再開します。

午後2時40分

○議長（吉田敏郎）

日程第6 議案第55号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

企画総務部長兼財務課長。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第55号 令和3年度開成町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度開成町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,500万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億4,525万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

債務負担行為補正。第2条、地方自治法第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。第1表になります。歳入歳出予算補正でございます。

4ページでございます。歳入になります。1款町税から20款諸収入まで、補正額の合計額は、4億5,500万2,000円でございます。

5ページになります。歳出については、1款議会費から、13款予備費まで、補正額は同額の4億5,500万2,000円となり、歳入歳出とも合計額は77億4,525万2,000円となります。

6ページになります。第2表になります。債務負担行為補正です。追加になりま

す。

事項、窓口キャッシュレス決裁導入業務委託料、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額220万円。

事項、開成南小学校給食調理業務委託料、期間、令和3年度から令和6年度まで、限度額、7,017万5,000円。

事項、議会ウェブサイト作成業務委託料、令和3年度から令和8年度まで、限度額、1,071万円。

事項、郵便料金計器賃借料、令和3年度から令和8年度まで、限度額、679万2,000円であります。

それでは、補正予算の詳細を、歳入歳出事項別明細書により御説明をいたします。
10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入となります。

○税務課長（高橋靖恵）

それでは、歳入から御説明申し上げます。10ページとなります。

1款町税、1項町民税、1目個人、補正額6,100万円、説明欄です。所得割5,000万円の増額となります。こちらは課税者数、課税標準額の増や、税額控除の増により、総じて増額補正となっております。

続きまして、分離譲渡1,100万円の増額となります。こちらの増額の主な要因は、土地を売買した方の高額な土地譲渡益の影響により増額補正となっております。

続きまして、2目法人、説明欄、法人税割3億4,500万円の増額でございます。こちらは法人税割の9月までの収入の実績及び10月以降の見込みのもとに、令和3年度の歳入見込額を試算しています。主な要因としては、大手企業1社の確定申告、中間申告の影響により増額補正するものです。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節障害者介護給付費等負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金563万2,000円の増額補正でございます。

歳出で御説明いたします。自立支援給付関係費の障害福祉サービス分の増加分のうち国庫負担分を計上するものでございます。

続きまして、障害者自立支援医療費負担金、療養介護医療6万7,000円の増額補正です。病院や医療機関に入院している障害のある方のサービスである、療養介護医療分につきまして、国負担分を計上するものでございます。

続きまして、3節児童福祉費負担金、説明欄、障害児通所給付費負担金1,759万6,000円の増額補正でございます。

同じく歳出で御説明いたします。自立支援給付費に障害児通所給付費の増加分のうち、国負担分を計上するものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

2目衛生費国庫負担金、説明欄、健診結果の利活用に向けた標準化整備費事業負担金76万2,000円の増額でございます。健康診査の実施に関する指針の一部改正を踏まえ、健診結果の電子情報の管理に関するシステム改修に係る国の負担金でございます。負担率は3分の1です。

次に、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金、説明欄、児童手当制度改正実施円滑化事業補助金156万2,000円の増額でございます。こちらは児童手当法施行規則の一部改正による令和4年度からの制度変更に対するシステム改修及び周知に係る事務経費補助でございます。補助率は10分の10です。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、7目教育費国庫補助金、説明欄、学校保健特別対策事業費補助金29万5,000円です。国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用いたしまして、小中学校を対象にコロナ禍での児童・生徒の学習を保証するための取組を実施するに当たり、校長の判断で、迅速かつ柔軟に対応できるよう、学校教育活動の円滑な運営を支援するための経費が補助されるもので、補助率は2分の1となります。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節障害者介護給付費等負担金、説明欄、障害者自立支援給付費等負担金、281万6,000円の増額補正でございます。国庫支出金と同様に、自立支援給付費の障害福祉サービス分の増加分のうち、県負担分を計上するものでございます。負担率4分の1となっております。

続きまして、3節児童福祉費負担金、説明欄、障害児通所給付費負担金879万8,000円の増額補正でございます。同じく歳出で御説明いたします、自立支援給付費の児童通所サービス分の増加分のうち、県負担分を計上するものでございます。負担率4分の1となります。

○街づくり推進課長（高橋清一）

続いて11ページになります。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節不動産売払収入、説明欄、不動産売払収入323万7,000円の増額でございます。こちらは足柄紫水大橋の建設に伴い、柏山頭首工からの用水路の切り回しが行われました。この切り回した用水路の場所については、開成町名義の土地でございます。そのため、切り回した水路の管理者である神奈川県への土地の売払代金でございます。面積については252.2平米でございます。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、20款諸収入、4項雑入、2目過年度収入、1節過年度国庫支出金、精算金、説明欄、障害者自立支援給付費国庫負担金精算金67万8,000円でございます。令和2年度分の国庫負担金の確定に伴い、受入額と確定額の差額を精算するものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

その下の子どものための教育保育給付費国庫負担金精算金 544万7,000円でございます。こちらは令和2年度保育所入所に係る国庫負担金の確定に伴いまして、受入額と確定額の差額を精算するものでございます。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、2節過年度県支出金精算金、5,000円です。令和2年度の県支出金の確定に伴い、受入額と確定額の差額を精算するものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

その下でございます。子どものための教育保育給付費県負担金精算金、210万7,000円、こちらも令和2年の保育所入所に係る県負担金の確定に伴う受入額と確定額の差額の精算をするものでございます。

1ページおめくりください。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして、歳出の御説明に入る前に、全体の人事費の御説明について、私のほうからさせていただきたいと思います。

大変恐れ入りますが、ファイル名09、職員人事費一覧、資料のタイトルが、各会計の令和3年度補正予算12月補正における職員人事費一覧を御覧いただきたいと思います。こちらは特別職と一般職、全体の総人事費になってございます。まず、職員の状況でございます。令和3年12月1日現在の職員数は、特別職を除き126名、これに再任用短時間職員が5名で、合計131名の構成となってございます。

全体について御説明申し上げます。資料一番下の行、会計合計欄を御覧ください。一般職給料562万1,000円、一般職職員手当等490万1,000円、退職手当組合一般負担金42万円、共済費181万2,000円をそれぞれ減額し、特別職分を含む総人事費を10億3,523万2,000円としてございますのは、当初予算編成時に暫定的な職員配置で見込んだ予算を職員配置の配置実態に併せて修正することが主な要因でございます。

続いて、各会計区分ごとに御説明いたします。一般会計がそれぞれの科目を減額してございますのは、当初の見込みから配置実態を反映させた結果でございます。国民健康保険特別会計のそれぞれの科目を増額してございますのは、人数の変動はございませんが、配置した職員の実態に即して不足が見込まれる給料・職員手当等のうち、住居手当等及び共済費を増額するものでございます。

続いて、土地区画整理事業特別会計のそれぞれの科目を増額しておりますのも、人数の変更はございませんが、配置した職員の実態に即して不足が見込まれる給料・職員手当等のうち、扶養手当など及び共済費を増額するものでございます。

以上が人事費についての御説明になります。なお、本説明により、各会計での給与費の御説明は省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、予算書12ページにお戻りください。歳出でございます。12ペー

ジ中ほどになります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄中ほどの総務事務費114万5,000円の増額です。内訳といたしまして、会計年度任用職員、社会保険料45万4,000円の増額は、会計年度任用職員のうち、社会保険加入条件を満たすものが当初の見込みより増え、予算が不足する見込みであるため、当該社会保険料の事業主負担分について増額するものでございます。

その下、事務機器等保守業務委託料、69万1,000円の増額は、新庁舎での業務開始に伴い整備したプリンター機能、コピー機能等を兼ね備えた複合機の使用枚数に応じて支払う保守業務委託料を増額するもので、新型コロナウイルス対策関連業務の増などにより、当初の想定よりも使用見込みが増加する見込みでありますので、当該経費について補正するものでございます。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

4目財産管理費、積立金になります。説明欄は、公共施設整備基金積立金、5,000万円でございます。こちらは積立金として増額するものでございます。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして、7目電算管理費、説明欄、電算システム管理費、13ページのほうになりますが、町村情報システム共同事業組合負担金、327万3,000円の増額です。

今回の補正要因は2点ございます。

1点目は、特例給付の見直しなど、児童手当制度の見直しに対応するためのシステム改修費として149万6,000円の増額。2点目は、健診結果等に関するデータを記録するパーソナルヘルスコードの拡大に向け、検診実施機関から送られる健診等の情報を基幹システムに取り込むためのシステム改修費として177万7,000円の増額、以上を実施するに当たり、当該システムを管理、運用する町村情報システム共同事業組合の負担金を増額するものです。

○子育て健康課長（田中美津子）

続いて、12目諸費、説明欄、過年度分精算金です。療育医療費国庫負担金精算金39万1,000円、その下の療育医療費県負担金精算金10万3,000円、こちらは平成30年度分の国庫及び県負担金の確定に伴いまして、受入額と確定額の差額を精算するものでございます。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、障害者自立支援医療費国庫負担金精算金456万8,000円、地域生活支援事業費国庫補助金精算金1万6,000円、障害児通所給付費国庫負担金精算金93万3,000円でございます。令和2年度の国庫負担金等の確定に伴いまして、受入済額と確定額の差額を返納するものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

続いて、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金精算金10万円、子育てのための施設等利用給費国庫負担金精算金101万6,000円、子育ての

ための施設等利用給付費県負担金精算金50万8,000円です。こちらは令和2年度分の国、県の負担金確定に伴う精算額となります。

○総合窓口課長（土井直美）

1ページおめくりください。14ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄、社会福祉総務費のうち、国民健康保険特別会計繰出金184万6,000円になります。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

続きまして、介護保険事業特別会計繰出金676万1,000円でございます。介護保険事業におきまして、法律に定められた負担率に基づいて、町が負担すべき経費であり、今回は、介護給付分と地域生活支援繰入金を計上しているものでございます。

続きまして、次ページ、15ページを御覧ください。

5目障害者福祉費、説明欄、自立支援給付関係費、自立支援給付費等支払システム再構築負担金、40万4,000円の増額補正でございます。県内33市町村が合同で実施しております、自立支援給付費等支払システムの再構築を令和2年度から令和4年度にかけて実施しております。令和3年度の負担金が確定したことに伴い、地域活動支援事業の審査チェック機能が拡大し、開発機能が拡大したことによる追加負担金になります。

続きまして、扶助費4,534万1,000円の増額補正でございます。歳入でも御説明いたしましたが、自立支援給付関係費の扶助費のうち、18歳以上の障害者の方の障害福祉サービスについて、当初見込みに比べ、24時間介護が必要な方、グループホーム利用者の方が増加したことにより、また18歳未満の障害児の方の放課後デイサービスの利用者の増加、早期療育が必要とされる未就学児の児童発達支援の利用日数の増加に伴い、給付費が増加したものによる増額補正となります。

続きまして、総務費給付関係費扶助費125万円の増額補正となります。特殊部品を使用した義足の給付や、新規作成の補装具が例年より増加しており、当初予算を上回るため、増額補正をするものでございます。

○子育て健康課長（田中美津子）

次に、3款民生費、1目児童福祉費、2目児童措置費、説明欄、児童手当関係費、印刷製本費、6万6,000円の増額でございます。こちらは児童手当法の一部改正によりまして、令和4年度からの制度変更内容について、周知するためのリーフレットの印刷製本経費でございます。

○都市経済部長兼環境上下水道課長（井上 新）

続きまして、16ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、説明欄、環境衛生費、ごみ処理関係費、足柄西部清掃組合負担金、333万9,000円の増でございます。こちらは出向職員給与等の負担金増額のためでございます。

○区画整理担当課長（井上 昇）

続きまして、17ページでございます。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、説明欄、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計繰出金76万2,000円の増になります。こちらは特別会計の補正予算を計上することに伴いまして、職員給与費等の繰出しを行うものでございます。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

続きまして、9款の教育費になります。1項教育総務費、2目事務局費、積立金になります。学校校舎等整備基金積立金になります。5,000万でございます。積立金として増額するものでございます。

○学校教育課長（岩本浩二）

続きまして、その下、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費59万5,000円でございます。歳入で説明いたしました、国の補助金を活用いたしまして、小中学校からの要望に基づき、アルコールやビニール手袋、ペーパータオルなど、コロナ対策に必要な消耗品費及び通信運搬費として、受験願書送付用レターパックを購入するもので、内訳、開成小学校19万9,929円、開成南小学校19万9,820円、文命中学校19万4,560円の計59万4,309円をお願いするものでございます。

続きまして、3項開成南小学校費、2目教育振興費、教科運営関係費172万1,000円でございます。言葉の教室、通級指導教室開設に係る予算措置をお願いするものでございます。通級指導教室につきましては、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により、障害に応じた教育課程を実施する必要がある児童を対象に、通級指導教室を設置し個別の指導を行うもので、通級指導は小学校の通常学級に在籍しながら、学習または生活で障害による困難を改善、克服するための特別指導をさせてございます。

現在、開成小学校1校に通級指導教室を設置し、言語発達の遅れを持つ30名の児童が利用しております。このたびの設置に当たりましては、町内の小学校2校それぞれに通級指導教室を設置することから、教育効果を高めることはもとより、現状、開成南小学校の児童が通級指導教室を利用する場合に、開成小学校への移動を要するため、保護者による送迎を伴うなどの負担を解消し、両者の利便性向上を図ること。また在籍人数の規模が、30人と過大となっている状況を緩和することなどを目的としてございます。

令和4年4月から児童の受入れを開始するため、このタイミングにおいて、現行、開成南小学校校舎1階第2理科室の改修工事及び備品購入等に要する経費の予算措置をお願いするものです。

歳出予算の内容といたしましては、消耗品費として教室で使用する机及び椅子、飛沫感染対策用のパーテーション等の購入費13万7,000円、改修工事の内容として、現行の第二理科室に新たな壁を設置することで教室を半分に分け、その一方を新たな通級指導教室として使用するための整備を施すもので、工事請負費とし

て、教室を二分する防音壁の設置、教室側の明るさを確保するためのLED照明の増設、法令上の火災報知器、校内放送用のスピーカー設置等の改修工事費用129万8,000円、備品購入費として、教員用の机、児童の指導記録等を収納するためのキャビネット、発語に関する筋力やリズムを養うためのトランポリン、指導記録用のデジタルビデオカメラの購入費、計28万6,000円をお願いするものでございます。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

続きまして、19ページになります。10款公債費、1項公債費になります。1目元金、22節の償還金利子及び割引料、説明欄が、町債元金償還金130万7,000円の増額でございます。その下、2目になります。利子、説明欄が、町債償還利子532万4,000円のこちらは減額でございます。こちらは利率等の見直しによるもので、ここで精算させていただきたいと思います。

20ページになります。11款になります。諸支出金、2項基金費、1目財政調整基金費になります。24節、積立金、説明欄が、財政調整基金費になります。こちらは3億円を積立金として増額したいと考えてございます。

13款予備費になります。今回の補正による歳入歳出の差額を予備費24万3,000円の増により調整をさせていただければと思います。説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

18ページ、教育振興費の部分でございます。教育振興費、言葉の教室開設準備改修工事費ということで、教育振興費に限っては、言葉の教室改正に伴うそれぞれの備品、またその先にございます開成南小第二理科室を半分にというような、そんな詳細な説明をいただいたのですが、この半分にするというところと、今、開成小に30名通所されていて、教室に行かれていて、開成南小に何名ということを試算した形で、この教育振興費、またこの関係費による準備というもの当たられたのか。その試算と準備の品々との関係性を詳細に、再度、もう少し御答弁いただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

それでは、お答えをさせていただきます。

現在、30名の内訳につきまして、改めて御説明をさせていただきます。今、開成小学校14人、開成南小学校11人、それと松田町の児童5人を受け入れてございます。約14人と16人というようなことで、約15人ベースで、それぞれ開成

小、開成南小学校で受け入れるようなことで想定をいたしておりますが、基本的に教職員1名と児童1名が授業を行う形ですので、その人数が、全員教室に入るということは基本的にございませんで、マンツーマンの指導になりますので、そこを見越して、第二理科室の半分という面積を想定してございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

丁寧に1対1の通所の指導教室として運用されるというわけでございますが、今、内訳の中に、松田町さんから5名いられる。その松田の方は、立地の関係なのか、最初から南小学校のほうに行くということで、それは考えてのことなのでしょうか。このせっかく教室の開設準備ということで図られるわけなので、例えばそちらのほうの御意向を伺って、開成小のほうに行くとかというような形の、準備前のそのような意向調査的なものがおありだったのかどうか、1点お聞きします。

○議長（吉田敏郎）

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

それでは、お答えをいたします。

町外者の受け入れのところでございますが、特にそこは2校のほうで調整して、松田町の児童の方も、松田小学校と、寄小学校2校ありますので、それぞれから受け入れをしているような状況ございます。

また、根本的な話で恐縮なのですが、上地区で通級指導教室の設置状況といたしましては、南足柄市と大井町、それと開成町1市2町にのみ通級指導教室を設置していると。残りの3町の児童の方たちは、それぞれの1市2町で通級指導教室で受け入れをさせていただいているような状況がございますので、その方たちの御都合ですか、人数の調整の中で、開成町だけ、今後、2校に通級指導教室があるというような環境ができますので、状況に応じて、また今、議員おっしゃられるように、それぞれ御家庭の御都合で、どちらの学校が利用しやすいのか、その辺も十分に聞き取りながら、状況に応じた対応をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか、ほかに質疑ございませんか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

19ページの幼稚園管理費、マイナス321万9,000円についてなんですが、県内最大規模の幼稚園で、この給与費マイナスというのは、運営面で少し心配にな

ってしまうのですが、大丈夫なのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの武井議員の御質問にお答えいたします。

こちらは給与費に係る部分で、321万円9,000円の減額ということでございます。こちら減額の要因といたしましては、1名、退職者が出了たという状況の中で、当該給与費分を減額するといった状況でございますが、代替につきましては、会計年度任用職員等をあてがった中で、運営に支障のないように、予算措置を行っているという状況でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

最初の歳入のところでちょっとお聞きしたいのですけれども、法人の町民税のところなのですが3億4,500万円、これは先ほどの説明で大手1社の見込み申告と確定申告によって、これだけの税収があったということですが、何年か前にも予定納税があって、この予定納税された部分を大手1社の業績の悪化に伴って、大きな利息をつけて還付したということがありました。なので、ちょっと気になるのですが、この大手1社からの予定納税額がお分かりでしたら、教えていただきたい。

○議長（吉田敏郎）

税務課長。

○税務課長（高橋靖恵）

ただいまの議員の御質問にお答えさせていただきます。

この大手1社の今回の歳入の金額につきましては、全体で3億2,000万円となっております。そのうち確定申告に伴うものが2億1,300万円、中間申告、先ほど議員が予定と申しました申告に対するものにつきましては、1億700万円となっております。

先に申し上げました、確定申告2億1,300万円の中には、本来、令和2年度に予定申告となる9,350万円ほども含まれている金額となっております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

多分この大手1社とは、いろいろ今後の動向について話し合いをされていると思う

のですが、来年度になって、還付が発生しないようにうまく調整していただけるということはないと思うのですが、状況をよく見極めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございませんか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

13ページの諸費になります。子育て世代への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金精算金10万円についてです。今回、この事業、11月30日にも補正予算ありましたが、5万円現金プラス、5万円クーポンについての話になると思うのですが、一括10万円支給の話が様々な自治体から出ています。町民の皆さんからも開成町どうするのと聞かれますが、本町はどのように考えておりますでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

ちょっと武井議員、直接この補正予算に、金額に対するあれならいいのですけれども、お答えはできかねますね。ちょっと質問代えてもらえますか。いいですか。

町民福祉部長。

○町民福祉部長（亀井知之）

現在、国会で審議中でございますので、私どものほうにも一切連絡がきていませんので、まだ、検討中といいますか、判断がつきかねるところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

未確認の情報で質問するのは恐縮ですが、確認だけさせていただきたい。

11ページの不動産売払金が発生していますが、先ほどの説明では、紫水大橋のところの切り回しの部分の252平方メートルの売却、県に対して売却したということでしたが、そこで紫水大橋が完成したときの完成式典のところで、たしかこの足柄紫水大橋は、行く行くは現在県が整備しましたけれども、町に移管するという話を聞いた記憶があります。この記憶が正しいかどうか、ちょっとあやふやで申し訳ないのですが、その後この足柄紫水大橋を県のほうから町に移管するという話があったのかどうかの確認をさせていただきたい。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

足柄紫水大橋が、行く行くは開成町に移管をされるのかという御質問だと思いますけれども、今、現状として、県のほうのお考えとしては、そういうふうなものを持っていらっしゃるというのは聞いてございます。開成町1町だけ受けるわけではなくて対岸の大井町と一緒にその際には受けるのかなと思いますけれども、今現時点で、いつだとか、またそういう話が進んでいるかということでは、今現状としては話がないと。ただ、県としては、そういうようなことは考えているということで御理解いただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

そうすると売り払って323万7,000円、またいずれ買い戻すことになったりするわけですね。いずれにしても、そういうふうな動きがはっきりしたときに、また、議会のほうにも説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

答弁はよろしいですか。

○5番（茅沼隆文）

何かあれば言ってください。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

この不動産売払収入というのは、御存じかもしれませんけれども、足柄紫水大橋の橋の下の道路の部分で、そこにもともとの水路が入っていたのですね。その水路を切り回したことによって、県のほうにその部分を売却するという予算でございますので、橋の管理については、これは一切関係ないということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

5番、茅沼議員、どうぞ。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

先ほど財政調整基金費が3億円ほど積み上げるということになりましたけれども、現在の財調の残高がどのくらいなのか教えていただきたいのですが、俗に一般会計の予算が今、総額で77億円あるということで、随分昔の話で恐縮ですけれども、代表監査委員の方が言われたのは、一般会計の1割程度は財調で持っておかないと

心配であるというふうな懸念を示されることがありました。それに比べると、77億円に対して、今、財調がどのくらい残っているのか。これを聞かせてください。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長兼財務課長。

○企画総務部長兼財務課長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。財政調整基金でございますけれども、ここで3億円積ませていただいて、トータルが8億7,985万4,703円というところで、約8億7,900万円ほどとなりますので、茅沼議員がおっしゃいました1割よりは超えたかなというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

それではないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第55号令和3年度開成町一般会計補正予算（第7号）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

それでは、採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第7 議案第56号 令和3年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第56号令和3年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度開成町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,136万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出、開成町長、府川裕一。

では、1ページおめくりください。第1表、歳入歳出予算補正になります。

歳入、5款繰入金。歳出につきましては、1款総務費。補正額は歳入歳出とも184万6,000円の増額、合計歳入歳出とも16億2,136万1,000円となります。

次に、予算に関する説明書をお開きください。10ページとなります。

2歳入。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、職員給与費等繰入金、184万6,000円、職員給与費増額に伴う一般会計からの繰入金になります。

続いて、歳出。1款総務費、1目一般管理費、説明欄、給与費の増は先ほど総務課長が説明した職員給与費の増額分ですので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第56号 令和3年度開成町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第8 議案第57号 令和3年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事兼福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、予算書3ページを御覧ください。それでは、議案を朗読いたします。

議案第57号 令和3年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度開成町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,926万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,758万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款国庫支出金から7款繰入金まで、次のページの歳出につきましては、2款保険給付費から7款予備費まで、補正額は、歳入歳出ともに3,926万円の増額となります。合計といたしましては、歳入歳出とも12億6,758万6,000円となります。

今回の補正の内容でございますが、主に歳出側は、当初見込額よりも、利用者数等が伸びたことによる保険給付費と地域支援事業費の増額補正、歳入側では、歳出側の保険給付費の増額補正に伴う法定分の国庫補助金などの増額補正となります。

それでは、詳細を御説明いたします。恐れ入りますが、10ページを御覧ください。10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入を御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費負担金1,035万5,000円の増額補正。

次に4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費交付金1,406万7,000円の増額補正。

続いて、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費負担金657万6,000円の増額補正。

次のページになりますて、7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分、説明欄、現年度分介護給付費繰入金651万1,000の増額補正でございます。こちらは歳出側の保険給付費の各科目を増額補正することに伴い、法定分の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、恐れ入ります。10ページにお戻りください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業費交付金、介護予防日常生活支援総合事業50万円の増額補正。

続いて、4款1項支払基金交付金、2目地域支援事業費支援交付金、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費支援交付金54万円の増額補正。

続いて、5款県支出金、1項県負担金、2目地域支援事業費交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、25万円の増額補正。

次ページにいきまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業費繰入金（介護予防日常生活支援事業）、1節現年度分、説明欄、現年度分地域支援事業費繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）25万円の増額補正となっております。こちらは総合事業対象者及び要支援者1、2級の認定者の方の介護予防日常

生活サービス事業費負担金、それから、介護予防ケアマネジメント事業費負担金が、当初見込みより利用者が増えたため、増額補正をすることに伴いまして、法定分の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金をそれぞれ増額補正するものでございます。

続きまして、またすみません。10ページに戻りまして、3款の国庫支出金、2項国庫補助金、4目保険者機能強化推進交付金3万9,000円の増額補正。また、続きます6目介護保険者努力支援交付金、17万2,000円の増額補正でございます。いずれも交付決定額が確定したことによる補正でございます。

それでは、12ページ、歳出のほうを御覧ください。

歳出でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、居宅介護サービス給付金、3,700万円の増額補正となります。こちらにつきましては、全体的に利用者の方が増えておりますが、特に訪問介護の利用者の方の増加が大きくなっていることによる増額補正でございます。

続きまして、3目施設介護サービス費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、施設介護サービス費、130万円の増額補正でございます。特別養護老人ホーム、老人保健施設の利用月額の増加に伴うものでございます。

続きまして、5目居宅介護福祉用具購入費、18節負担金保持及び交付金、説明欄、居宅介護福祉用具購入費80万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、当初見込みより利用者の方が増加したことによるものでございます。

続きまして、7目居宅介護サービス計画給付費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、居宅介護サービス計画給付費240万円の増額補正となります。こちらケアマネジャーさん等のサービス給付の関係で、利用者の方の増加による増額分でございます。

続きまして、2項介護サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、介護予防サービス給付金330万円の増額補正でございます。要支援の方の介護予防サービスについて、利用者数の増加による補正でございます。

続きまして、13ページとなります。続きまして、7目の介護予防サービス計画給付費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、介護予防サービス計画給付費、80万円の増額補正となっております。こちらはやはり計画給付の関係で、当初見込みよりも利用者数が増加したことによるものでございます。

続きまして、3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、18節負担金補助及び交付金になります。説明欄、高額介護サービス費350万円の増額補正となります。毎月の給付実績が見込みよりも大きく増えたことによる予算の補正でございます。

続きまして、6款高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、18節負担金補助及び交付金、説明欄、高額医療合算介護サービス費、30

0万円増額補正となります。こちらにつきましても、当初見込みよりも対象者が増加したことによる増額の補正でございます。

続きまして、3款地域支援事業費、1項介護予防日常生活支援総合事業費、1目介護予防地域生活支援サービス事業費200万円の増額補正でございます。こちらにつきましても、当初の見込みよりも対象者が増加したことによる補正でございます。

続きまして、2項、包括的支援任意事業費、地域包括支援センター運営事業費、2目の包括支援事業費となります。こちらにつきましては、いずれも歳入で国の保険者機能強化推進交付金と、介護保険者努力支援交付金の交付決定額が確定したことによります財源更生となります。

最後に、7款予備費につきましては、歳入歳出の差分を予備費で調整するものでございます。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

9ページの歳出の予備費から1, 484万円が補正されているのですけれども、すみません、ちょっと知識不足で申し訳ないのですが、昨年の12月の同等の時期というのは、これは4番にある基金積立金のほうから補正額が約1, 600万円ほどありますて、今回予備費から1, 484万円ということなのですが、これは単なる年間投資のテクニックだけの問題で、そういう動かし方をされているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

武井議員の御質問にお答えいたします。

前年度、武井議員御指摘のように、基金のほうからこの不足分につきまして、充当という形を取らせていただきました。今回、基金のお金をこちらに充当する必要性はまだ、予備費がまだこれだけ5, 000万近くあったというところもございますので、その分で賄えるという見込みが立ちましたので、今回につきましては、基金のほうからの移行という形は取らなかったという形になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。5番、茅沼議員、どうぞ。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。先ほど来からの御説明では、利用者、対象者が増えてきているというふうにお聞きしましたので、介護認定の要支援とか、要介護の等級別の人数の割り振りがもし分かれば、教えていただきたい。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

すみません。数字につきまして、後ほど御報告いたします。申し訳ございません。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第57号 令和3年度開成町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案に賛成の方は賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

それでは、採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第9 議案第58号 令和3年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。予算書の説明を担当課長に求めます。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上昇）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第58号令和3年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度開成町の駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,276万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出、開成町長、府川裕一。

次ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款繰入金、1項他会計繰入金、歳出は5ページになります。1款総務費、1項総務管理費、歳入歳出共に補正額76万2,000円の増額、合計2億3,276万2,000円となります。

それでは、詳細を御説明いたします。10ページを御覧ください。

2歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、説明欄、一般会計繰入金、76万2,000円、こちらは職員給与費の増額に伴う一般会計からの繰入金です。

11ページを御覧ください。

3歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、給与費76万2,000円。給与費の増は、先ほど総務課長が説明した職員給与費の増額分でございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第58号 令和3年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですか。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

それでは、採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第10 発議第3号 開成町議会会議規則の一部改正する規則を制定することについてを議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

前田せつよ議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

発議第3号開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年12月7日提出、提出者、開成町議会議員、前田せつよ。賛成者、開成町議会議員、石田史行、山本研一、星野洋一。

提案理由、議員活動と家庭生活との両立支援策はじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前、産後の欠席期間を明文化する等を行うため、開成町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を提案いたします。

次のページをお開きください。

開成町議会規則第 1 号 開成町議会会議規則の一部改正する規則。

開成町議会会議規則（平成 8 年開成町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。右側が改正前、左側が改正後となります。

欠席の届出、第 2 条中、改正前、事故のためという表現は、出産を除く、会議に出席できない一切の場合を示すものですが、社会通念上、事故は一般的に思いがけず生じた悪い出来事などの正常な活動、進行を妨げる不慮の事態にて用いられることが多く、よって、改正後は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に改めるものです。

2、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前、産後の欠席期間を新たに規定するものです。

次の請願書の記載事項等、第 87 条中の請願者に一律に求めている押印の義務づけを署名又は記名押印に変更するものです。

附則、この規則は、交付の日から施行する。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので採決を行います。

発議第 3 号開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

（賛成全員）

○議長（吉田敏郎）

それでは、採決を締め切ります。採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

すみません。先ほど茅沼議員から御質問がございました、介護保険の認定者数の数につきまして、御報告申し上げます。

全体では、765名ということで、前年同時期752人ということで、13名増えております。内訳としまして、要支援1の方が69、要支援2の方が101、要介護1の方が186、要介護2の方148、要介護3の方が107、要介護4の方が98、要介護5の方が56ということで合計765名、本年、すみません10月末現在の認定者数ですので、前年の10月と比べて13名増えているという、そのような形になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員、どうぞ。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

もう既に採決も済んでしまったので、また質問するのは恐縮ですが、そうするところの765名というのが数字のベースになって、また翌年度の予算編成のときの参考資料になるわけですね。ありがとうございます。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

茅沼議員おっしゃるとおり、こちらの数字を基に各サービス等の内容につきまして、今後精査させていただくというような形になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員、よろしいですね。

以上をもちまして、本12月定例会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。皆様大変お疲れさまでした。

午後3時54分散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員